

昭和三十六年通商産業省令第九十五号

割賦販売法施行規則

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、および同法を実施するため、割賦販売法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 の二 割賦販売
- 第三章 総則（第二条の二—第十一条）
- 第四章 第二節 前払式割賦販売（第二十二条—第二十六条）
- 第五章 第二節 ローン提携販売（第二十七条—第三十五条）
- 第六章 第一節 信用購入あつせん
- 第七章 第一節 包括信用購入あつせん

- 第一款 業務（第三十六条—第六十条）
- 第二款 包括支払可能見込額の調査等の特例（第六十一条—第六十二条の六）
- 第三款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第六十三条—第六十八条）
- 第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者（第六十八条の三—第六十八条の十七）

- 第二節 個別信用購入あつせん

- 第一款 業務（第六十九条—第九十八条）
- 第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第九十九条—第一百三条）

- 第三款 指定信用情報機関

- 第一款 指定信用情報機関

- 第二款 業務（第一百九条—第一百十四条）

- 第三款 監督（第一百十五条—第一百七十七条）

- 第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（第一百八十八条—第一百二十二条）

- 第五款 前払式特定取引（第一百二十二条—第一百二十五条）

- 第六款 指定受託機関（第一百二十六条—第一百三十二条）

- 第七款 認定割賦販売協会（第一百三十四条—第一百三十五条）

- 第八款 雜則（第一百三十六条—第一百四十二条）

- 附則

- 第一 章 総則

- 第一節 総則

- 第二節 割賦販売条件の表示の方法

- 第三節 この命令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- 第二 章 総則

- 第一節 総則

- 第二節 割賦販売条件の表示の方法

- 第三節 この命令において使用する用語は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節）、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費等）

- 第一節 総則

- 第二節 割賦販売

- 第三節 用語の定義

- 第一款 この命令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。
- 第二款 第二節 割賦販売
- 第三款 第一節 総則

- 第一節 割賦販売条件の表示の方法

- 第二節 この命令において使用する用語は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節）、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費等）

の他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料（法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。）を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額。以下同じ。）が二千五百円未満のときは、示さないことができる。

一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第一項第一号に規定する営業所等（第六十九条第一項第一号において「営業所等」という。）において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。

二 指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手又は指定役務を提供しようとする相手方が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。

三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四 法第三条第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2 法第三条第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一 賦払金の支払が月一回に該当する場合

イ 支払期間における賦払金の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロ イに掲げる場合を除き、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の賦払金の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二 賦払金の額が次のいずれかに該当する場合

イ 賦払金の額が均等である場合

ロ 任意の一回の賦払金を除く他の賦払金の額が均等であり、当該均等な賦払金の額と異なる

ハ 一回の賦払金の額が他の均等な賦払金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ 支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（支払期間が一年未満の場合に限る。）であつて、支払期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける賦払金（以下「特定月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の賦払金の額が他の賦払金の額を超えている場合又は支払期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の賦払金（以下「特定の一月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の賦払金の額が同額で他の賦払金の額を超えている場合

二 賦払金の額が均等である場合

イ 賦払金の額が均等である場合

ロ 一回の賦払金の額が他の均等な賦払金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ 支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（支払期間が一年未満の場合に限る。）であつて、支払期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける賦払金（以下「特定月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の賦払金の額が他の賦払金の額を超えている場合又は支払期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の賦払金（以下「特定の一月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の賦払金の額が同額で他の賦払金の額を超えている場合

- 一 商品若しくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格の具体的算定例
- 二 極度額（割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものをいう。次条第三項第二号において同じ。）について定めがあるときは、その金額
- 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第三条** 法第三条第三項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
- 二 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 三 法第三条第三項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 法第三条第三項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。
- 3 法第三条第三項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 弁済金の額の具体的算定例
- 二 極度額について定めがあるときは、その金額
- 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第四条** 法第三条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について定めがあるときは、それぞれ同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について次の各号に定めるとこにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあっては、割賦手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。
- 一 法第三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について、指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方若しくは指定役務を提供しようとする相手方又は利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
- 二 書面により広告を行う場合には、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大字及び数字を用いること。
- 三 法第三条第一項第四号、第二項第二号又は第三項第二号の事項は、それぞれ第一条の二第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないことを。（書面の交付等）
- 第五条** 法第四条第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合においては第五号に掲げる事項を、同項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）をそれぞれ記載しないことができる。
- 一 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号
- 二 契約年月日
- 三 商品若しくは権利又は役務の種類
- 四 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）
- 五 頭金又は初回金の額
- 六 賦払金の支払回数

一 所有権の移転に関する事項	二 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第六条第一項、第三項及び第四項の規定に合致していること。
一 割賦販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における割賦販売業者の義務に關し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。	二 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第六条第一項、第三項及び第四項の規定に合致していること。

二 支払時期の到来して
いない賦払金の支払の
請求に関する事項

四 日本産業規格Z八三〇五に規定する人ポインツ以上の大きさの文字及び数字を用いること。	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。
五 法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号及び第十三号に掲げるものの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。
六 支払時期の到来してない弁済金の支払の請求に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。
七 内容	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。
八 予定又は違約金の定めがあるときは、その内容	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。
九 供役務の提供が指定商品又は指定権利の販売又は指定役務に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。
一〇 商品の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつていて、当該商品の内 容、引渡し時期その他当該商品に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

十 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつていて、当該権利の内 容、移転時期その他当該権利に関する事項

十一 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十三 割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

十四 法第四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次 の各号に定めるところによらなければならない。

イ 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

ロ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ハ 購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

イ 割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

二 法第四条第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ 購入者等から契約の解除ができる旨が定められていないこと。

ハ 購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

二 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

一 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

二 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

三 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

一 所有権の移転に関する事項

イ 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。

ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。

二 支払時期の到来してない弁済金の支払の請求に関する事項

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合、割賦販売業者が定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ロ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

二 支払時期の到来してない弁済金の支払の請求に関する事項

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

ロ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

三 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

ロ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

一 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号

二 契約年月日

三 商品若しくは権利又は役務の種類

四 商品の数量(権利又は役務の場合にあっては、契約上権利行使し得る回数若しくは期間)

五 割賦販売の契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

六 支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

七 弁済金の支払の義務が履行されない場合(契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

八 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売又は指定役務に関する事項

九 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつていて、当該商品の内 容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

<p>四 法第四条第二項第一号並びに前条第六号及び第十一号に掲げるもの以外の特約</p> <p>日本産業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p> <p>これらによらなければならぬ。</p> <p>一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。</p> <p>二 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び割賦販売の手数料以外の債務のうち未払として残つてゐる額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載すること。</p> <p>三 日本産業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十一条 法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、割賦販売業者の使用に係る電子計算機と、利用者は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>第十二条 法第十二条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 許可申請書提出日前一月以内の一定日の現在において様式第一により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前事業年度(事業年度が六月の法人にあつては、直前十事業年度)の貸借対照表(関連する注記を含む。第二十二条第一項第一号において同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。同号において同じ。)又はこれらに代わる書面</p> <p>二 次の事項を記載した許可後五事業年度(事業年度が六月の法人にあつては、許可後十事業年度)の業務計画書</p> <p>イ 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売計画</p> <p>ロ 収支計画</p> <p>ハ 資金計画</p>	<p>法令に違反する特約が定められていないこと。</p>
---	------------------------------

<p>四 役員の履歴書</p> <p>法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>前払式割賦販売に関する代理店を有するときは、代理店契約書の写し</p> <p>申請の日前一年間における指定商品の種類別の前払式割賦販売の方法による販売額等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。第四百四十条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に定める行政機関等の使用に係る電子計算機から入手され記録されたものとする。</p> <p>（前払式割賦販売契約約款の基準）</p>										
<p>三 法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>第一次の事項が記載される欄があること。</p>										
<p>第十三条 法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>第一次の事項が記載される欄があること。</p>										
<p>記載すべき事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載すべき事項</th> <th style="text-align: center;">内容の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 領収書の発行に関すること。</td> <td>支払の方法が集金又は持參の場合には、領収書を発行する旨が定められていること。</td> </tr> <tr> <td>二 商品の引渡し時期に関すること。</td> <td>引渡し時期として商品の引渡しを受ける前に支払うべき代金の完済後三十日以内の一定期間が定められていること。</td> </tr> <tr> <td>三 契約の解除に関すること。</td> <td>購入者の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、販売者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、販売者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨及び販売者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合には、購入者は当該契約を解除することができる旨が定められていること。</td> </tr> <tr> <td>四 契約の解除に関すること。</td> <td>購入者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、契約解除の日から六十日以内の一定の期間内に購入者が既に支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が、購入者が容易に計算することができます。この方法により明確に表示されていること、並びに販売者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を払い戻す旨が定められていること。</td> </tr> </tbody> </table>	記載すべき事項	内容の基準	一 領収書の発行に関すること。	支払の方法が集金又は持參の場合には、領収書を発行する旨が定められていること。	二 商品の引渡し時期に関すること。	引渡し時期として商品の引渡しを受ける前に支払うべき代金の完済後三十日以内の一定期間が定められていること。	三 契約の解除に関すること。	購入者の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、販売者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、販売者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨及び販売者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合には、購入者は当該契約を解除することができる旨が定められていること。	四 契約の解除に関すること。	購入者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、契約解除の日から六十日以内の一定の期間内に購入者が既に支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が、購入者が容易に計算することができます。この方法により明確に表示されていること、並びに販売者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を払い戻す旨が定められていること。
記載すべき事項	内容の基準									
一 領収書の発行に関すること。	支払の方法が集金又は持參の場合には、領収書を発行する旨が定められていること。									
二 商品の引渡し時期に関すること。	引渡し時期として商品の引渡しを受ける前に支払うべき代金の完済後三十日以内の一定期間が定められていること。									
三 契約の解除に関すること。	購入者の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、販売者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、販売者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨及び販売者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合には、購入者は当該契約を解除することができる旨が定められていること。									
四 契約の解除に関すること。	購入者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、契約解除の日から六十日以内の一定の期間内に購入者が既に支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が、購入者が容易に計算することができます。この方法により明確に表示されていること、並びに販売者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を払い戻す旨が定められていること。									

四	前払式割賦販売の契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金（以下「予約前受金」という。）の残高	3	前二項の場合において、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、収益又は費用の額に算入しないものとする。
五	営業所又は代理店ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数	4	法第二十条の二第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額を合計して計算するものとする。
主たる営業所及び第一項に規定する従たる営業所に帳簿を備える場合においては、主たる営業所に備える帳簿には、帳簿を備える営業所ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数を記載しなければならない。	（改善命令に係る収支率等）	一	現金
第二十二条 法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。	二	預金	
法第二十条の二第一項第二号の経済産業省令で定める率は、百分の九十とする。	三	受取手形	
法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。	四	売掛金	
一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。	五	有価証券（投資有価証券を除く。）	
二 予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であるとき。	六	商品	
三 前払式割賦販売に係る繰延費用を過大に計上しているときその他の経理処理が不健全なとき。	七	製品	
四 基準日において前受保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額を下回つたとき。	八	半製品	
五 販売員その他の従業員に対する指導監督が十分でないとき。	九	原材料	
六 前払式割賦販売の業務の委託先（委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）又は代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。	十	仕掛品	
七 購入者に対して、前払式割賦販売の契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。	十一	貯蔵品	
八 購入者に対して、不利益となるべき事実を告げず、既に成立している前払式割賦販売の契約を消滅させて新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせ、又は新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせて既に成立している前払式割賦販売の契約を消滅させる行為を行つたとき。	十二	前渡金	
九 前払式割賦販売の契約を締結させ、又は前払式割賦販売の契約の解除を妨げるため、購入者を威迫したとき。	十三	前払費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）	
十 購入者からの前払式割賦販売の契約の解除の申出を拒否し、又は不當に遅延させたとき。	十四	短期貸付金	
十一 前払式割賦販売の業務に関して取得した購入者に関する情報の適切な取扱い及び購入者からのお苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。	十五	立替金	
十二 前払式割賦販売契約の内容に記載されている義務を履行しないとき。	十六	未収入金	
十三 前払式割賦販売契約の内容が第十三条の基準に適合しないとき。	十七	未収収益	
四 前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式割賦販売に係る繰延費用は、その計算しようとする日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、貸付金及び未収入金については貸倒引当金を有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却金を控除した額。以下この項及び第一百二十四条第四項において同じ。）によつて評価するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日ににおいて評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日に超えるときは、その評価した額により計算するものとする。	十八	前払式割賦販売に係る繰延費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）	
（収益の額等の計算）	十九	前各号に掲げるものの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
第二十三条 法第二十条の二第二項に規定する収益の額は、純売上高（役務収益を含む。）の額及び営業外収益の額を合計して計算するものとする。この場合において、割賦販売に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している許可割賦販売業者については、その未実現利益の当該事業年度における増加額は、収益の額から控除し、減少額は、収益の額に算入するものとする。	二十	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
法第二十条の二第二項に規定する費用の額は、売上原価（役務原価を含む。）の額、販売費及び一般管理費の額並びに営業外費用の額を合計して計算するものとする。	二十一	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
（処分の公示）	二十二	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
第二十四条 法第二十条の四第二項の承認の申請は、様式第十二による申請書を提出してしなければならない。	二十三	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
（供託委託契約の受託者が供託した前受業務保証金の取戻し）	二十四	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
官報に掲載してするものとする。	二十五	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十一条第一項の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

第二章 ローン提携販売

(ローン提携販売条件の表示の方法)

第二十七条 法第二十九条の二第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第二十九条の二第一項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料（借入金の利息、保証料、信用調査費、事務管理費その他何らの名義をもつてする）を問わずローン提携販売に係る手数料としてローン提携販売業者（購入者等の債務の保証について、ローン提携販売業者から委託を受けた保証を行う者を含む。）又は融資を行う者（購入者等がローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務の提供を受ける場合において、支払総額の全部又は一部に充てるための借入金の借入れを行う相手方をいう。）が購入者等に対し支払わせるものの総額（登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てる少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

四 法第二十九条の二第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、分割返済金の返済の方法が、返済の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあっては、同表第二号に定める方法とすることができる。

二 分割返済の間隔が次のいずれかに該当する場合

イ 収支期間における分割返済金の返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロイ 収支期間における分割返済金の返済が月一回であり、かつ、当該料率以外の料率を示さない場合

二 分割返済金の返済が次のいずれかに該当する場合

イ 分割返済金の額が均等である場合

ロイ 任意の一回の分割返済金を除く他の分割返済金の額が均等であり、当該均等な分割返済金の額と異なる一回の分割返済金の額が他の均等な分割返済金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ 収支期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（収支期間が一年未満の場合に限る。）であつて、収支期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一月のみにおける分割返済金（以下「特定月の分割返済金」という。）以外の分割返済金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の分割返済金の額が他の分割返済金の額を超えている場合又は収支期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、収支期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一月と十二月若しくは一月のうちの一月の分割返済金（以下「特定の二月の分割返済金」という。）以外の分割返済金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の分割返済金の額が同額で他の分割返済金の額を超えている場合（法第二十九条の二第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。）について定めがあるときは、その金額

一 支払総額の具体的算定例

二 極度額により算定される場合は、その金額

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第二十八条 法第二十九条の二第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者が読みやすく、理解しやすい用語により、正確に記載すること。

二 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第二十九条の二第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建てる少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

四 法第二十九条の二第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

五 法第二十九条の二第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 弁済金の額の具体的算定例

二 極度額について定めがあるときは、その金額

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第二十九条 法第二十九条の二第三項の規定により、同条第一項又は第二項のローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、それぞれ同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一 法第二十九条の二第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすい用語により、正確に表示すること。

二 書面により広告を行う場合にあっては、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第二十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第二十七条第二項又は前条第二項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建てる少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（書面の交付等）

第三十条 法第二十九条の三第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第二十九条の二第一項のローン提携販売の方法により指定商品を販売する契約であつて、当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一 ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号

二 契約年月日

三 商品若しくは権利又は役務の種類

四 商品の数量（権利又は役務の場合にあっては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五 返還回数

六 ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「ローン提携販売の契約」という。）について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

七 法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第一項の規定に関する事項

八 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提

供時期その他当該役務に関する事項

九 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内

十	権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつていて、当該権利の内容
十一	移転時期その他当該権利に関する事項
十二	商品が種類又は品質に関する内容に適合しない場合の責任についての定めがあるとときは、その内容
十三	前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
その旨	購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
第三十一条	法第二十九条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一	購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
二	法第二十九条の三第一項第五号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。
イ	購入者等から契約の解除ができない旨が定められていること。
ロ	ローン提携販売業者が見本、カタログ等により購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
ハ	ローン提携販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合におけるローン提携販売業者の義務に関する事項について、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められないこと。
三	前条第七号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対する生じている事由をもつて、分割返済金の返済の請求をするローン提携業者に対する抗できる旨が定められていること。
四	法第二十九条の三第一項第六号並びに前条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。
事項	内容の基準
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二 商品が種類又は品質に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に関するものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの）について責任を負わない旨が定められていることを除く。について責任を負わない旨が定められていること。
三 法第二十九条の三第一項第六号及び前条第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。
日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	
第三十二条	法第二十九条の三第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次とおりとする。ただし、ローン提携販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。
五	ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号
六	法第二十九条の四第三項において準用する法第三十条の五の規定に関する事項
七	役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつていて、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項
八	商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつていて、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項
九	権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつていて、当該権利の内容
十	商品が種類又は品質に関する内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
十一	前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
十二	ローン提携販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨
第三十三条	法第二十九条の三第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一	購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
二	法第二十九条の三第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。
三	前条第六号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者の義務に関する事項について、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められないこと。
四	法第二十九条の三第二項第五号、前条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。
事項	内容の基準
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二 商品が種類又は品質に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に関するもの）について責任を負わない旨が定められていることを除く。について責任を負わない旨が定められていること。

<p>適合しない場合の責任</p> <p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第三十四条 法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二の経渋産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第二十九条の四第一項において読み替えて準用する法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合は、ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとし、前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。 三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、ローン提携販売業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 <p>第三十五条 令第十七条において読み替えて準用する令第一条の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第一項に規定する方法のうちローン提携販売業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 三 信用購入あつせん <p>第三章 信用購入あつせん</p> <p>第一節 包括信用購入あつせん</p> <p>第一款 業務</p> <p>（包括信用購入あつせんの取引条件に関する情報の提供等）</p> <p>第三十六条 法第三十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。 二 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。 三 书面上に記載する方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 <p>イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項</p> <p>ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項</p> <p>三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を顧客ファイルに記録すること。</p> <p>ロ 前号に規定する期間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。</p> <p>この条から第三十七条の二まで、第五十条、第五十二条から第五十三条の二まで、第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>法第三十条第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。</p> <p>一 支払分の支払の間隔が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 支払期間における支払分の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合</p>
--

<p>旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さうこと。</p> <p>前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの 二 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 <p>ハ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項、第五十条、第五十三条、第五十五条の四及び第六十八条の七において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法</p> <p>二 閲覧ファイル（包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供する方法</p> <p>一 利用者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できること。</p> <p>二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、カード等に係る取引が結了する日までの間に次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あつせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供するための提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。</p> <p>イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項</p> <p>ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項</p> <p>三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 利用者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を顧客ファイルに記録すること。</p> <p>ロ 前号に規定する期間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。</p> <p>この条から第三十七条の二まで、第五十条、第五十二条から第五十三条の二まで、第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>法第三十条第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。</p> <p>一 支払期間における支払分の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合</p>
--

ロイに掲げる場合を除き、包括信用購入あつせん関係受領契約の締結された日から第一回の支払分の支払日の前日までの期間が二月末満であつて、第一回の支払分の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二 支払分の額が次のいずれかに該当する場合

イ 支払分の額が均等である場合

ロ 任意の一回の支払分を除く他の支払分の額が均等であり、当該均等な支払分の額と異なる一回の支払分の額が他の均等な支払分の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ 支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（支払期間が一年未満の場合に限る。）であつて、支払期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一ヶ月のみにおける支払分（以下「特定月の支払分」という。）以外の支払分についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の支払分の額が他の支払分の額を超えている場合又は支払期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一ヶ月と十二月若しくは一月のうちの一ヶ月の支払分（以下「特定の二月の支払分」という。）以外の支払分についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の支払分の額が同額で他の支払分の額を超えている場合

法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

法第三十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 利用者が読みやすく、理解しやすい用語により、正確に表示すること。
二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。
三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四 法第三十条第二項第二号の事項は、第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
五 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

1 法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
2 法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

3 法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

4 法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

5 法第三十条第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 弁済金の額の具体的算定例
二 極度額について定めがあるときは、その金額

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

四 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいづれにも該当する場合

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等（法第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号に限る。以下この号、第五十三条の二、第五十五条の二、第五十六条の三及び第六十八条の六において同じ。）を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものとの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん業者が法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項を記載した書面の交付により同条第一項又は第二項の規定による情報の提供を行つた場合

三 法第三十条第一項第四項の規定により、包括信用購入あつせんをする場合の取引条件について広告するときは、同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一 法第三十条第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第三十条第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第三十六条第五項又は第三十七条第四項に規定する方法により算定した包括信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（包括支払可能見込額の調査等）

第三十九条 法第三十条の二第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 預貯金（利用者（個人である利用者に限る。次条から第四十八条まで、第五十六条から第五十八条まで、第六十二条の三、第六十二条の四、第六十八条の三、第六十八条の四、第三節及び別表第二において同じ。）の利益の保護を図るために包括支払可能見込額の算定に必要な場合に限る。）

二 借入れの状況
三 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況

四 年収
五 前号に掲げるもののほか、包括支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客観的に判断することができるもの

第六十条 法第三十条の二第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し又は付与しようとすることは、次項から第六項までに定めるところによる。

第七十条 法第三十条の二第一項本文の調査については、利用者から受ける年収の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとすること（主として配偶者（婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の収入により生計を維持している者（以下「特定配偶者」という。）以外の者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。）には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとすること（特定配偶者以外の者に交付し又は付与しようとする場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たときに限る。）には、当該他の者から受ける当該他

の者の預貯金の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の預貯金を合算して算定することができる。

4 前条第三号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければならぬ。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合であつて、前二項の規定により、当該利用者及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受けた当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されない信用購入あつせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務を合算して算定しなければならない。

5 前条第四号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者からの借入れの状況その他の当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

6 前条第五号に掲げる事項の調査については、利用者から受けた当該事項の申告その他の適切な方法により行わなければならない。

第四十一条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間（包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権利を購入し、又は役務を受領することができる期間であつて、あらかじめ定められたものをいふ。以下同じ。）を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（当該利用者に交付し又は付与しているカード等に付随するカード等（以下「付隨カード等」といいう。）についてそれに係る有効期間を更新するために付隨カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）は、前条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認めるときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

2 前項の調査は、当該有効期間を更新しようとする日の六ヶ月前からその更新の日までの間に、一回行えば足りるものとする。

第四十二条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとするときは、第四十条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認められるときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘案して行わなければならない。

第四十三条 法第三十条の二第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1 包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十五万円を上限として増額しようとする場合（これらのうち、第四十一条又は第四十二条の場合に該当する場合を含み、次のいずれかに該当する場合を除く。）

イ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に対する債務の額を交付し若しくは付与しようとする時又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。

ロ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五十万円を（又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。

二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つてない場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用する者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額））の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ 当該利用者が臨時のかつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

三 第四十一条の場合（同条の場合であつて、第一号の規定により、包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときを含む。）であつて、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

四 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つてない場合は、当該カード等についてそれに係る極度額）の範囲内で、付隨カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

五 第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与された時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含めると、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）についてそれによると、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含めると、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）

六 包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付隨カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）には更新された後の有効期間を含み、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付隨カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときには、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額された年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行つた年月日）
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合には、増額した後の極度額）
- ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
- ニ 当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
- 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日
- ロ 増額した期間
- ハ 増額した後の極度額
- ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け目的
- ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ヘ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第二号ロに該当するときに限る。）
- 三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
- ハ 当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
- 四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 増額しようとする場合にあつては、増額した年月日
- ロ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
- 五 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日
- 第四十四条 法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産は、利用者又は購入者（個人である購入者又は個人である役務の提供を受ける者をいう。以下この条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項、第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで、第三節並びに別表第二において同じ。）が所有し、自己の居住の用に供する建物（当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は購入者等が主として居住の用に供する一の建物に限る。以下この条における「住宅」という。）又は住宅の用に供されている土地若しくは当該土地に設定されている地上権とする。
- 第四十五条 法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める額（以下この条及び次条第一項第二号において「生活維持費」という。）は、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数（ただし、当該利用者又は購入者等の包括支払可能見込額又は個別支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文又は第三十五条の三の三第一項本文による調査

- 第一項本文の規定による調査をするに当たり、他の者の収入により生計を維持している者が、第四十条第二項若しくは第七十二条第二項の規定による年収の合算又は第四十条第三項若しくは第七十二条第三項の規定による預貯金の合算のいずれもしない場合にあつては、一人とする。）の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。
- 二 別表第二の中欄に掲げる場合の区分について申告を受けることができない場合（前号に該当する場合を除く。）同表の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額のうち、より高いもの
- 三 別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数について申告を受けることができない場合（第一号に該当する場合を除く。）別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数を四人以上とみなした上で、同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 四 利用者又は購入者等から当該利用者又は該当購入者等及びその者と生計を一にする者の最低限度の生活を維持するため必要な費用の一年分に相当する実際の額について客観的かつ合理的な方法により把握した場合、当該方法により把握した額（この場合において、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を下限の日安として、これに留意するものとする。）
- 三 前二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号に定めるところによることができる。
- 一 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入により生計を維持している者であつて当該他の者と同居している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額
- 二 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及び他の者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の年収及び当該者の包括支払可能見込額の合算のいずれも行わないとき。ないものとする。
- 三 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及び他の者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合にあつては、増額した額（当該他の者からその年収の申告を受けることができない場合であつてその合理的な推定ができないときには、前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額（当該他の者からその年収の申告を受けることができない場合であつてその合理的な推定ができないときには、前二項の規定による当該者に係る生活維持費の二分の一に相当する額。第五号において同じ。）とする。
- 三 個別信用購入あつせん業者が、主として配偶者の収入により生計を維持している者であつてその配偶者と同居している者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利（日常生活において必要とされるものを除く。）を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務（日常生活において必要とされるものを除く。）を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査

をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。ないものとする。

四 個別信用購入あつせん業者が、他の者の収入により生計を維持している者（主として配偶者の収入により生計を維持している者を除く。）であつて当該他の者と同居している者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。ないものとする。

五 個別信用購入あつせん業者が、その収入及び他の者の収入により生計を維持している者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三第一項本文の規定による調査をするに当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額に当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額に当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額に当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行わないとき。前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額に当たり、第七十二条第二項の規定による年収の合算又は同条第三項の規定による預貯金の合算のいずれも行かないとき。ないものとする。

六 第二区分 百分の八十五

第四十六条 別表第三に掲げる市町村（特別区を含む。以下この条及び別表第三において同じ。）

の廃置分合があつた場合には、次の各号に掲げる区域に居住する利用者又は購入者等の居住地域の区分は、当該各号に定める市町村により定まる。

一 廃置分合により市町村の全部又は一部が他の市町村に編入された場合における当該廃置分合の当該市町村の区域

二 廃置分合により市町村を新たに置いた場合における当該廃置分合後の当該市町村の区域

該区域が当該廃置分合前に属していた市町村（当該市町村が二以上あるときは、利用者又は購入者等に係る生活維持費が最も高額なもの）

三 別表第三に掲げる市町村の境界変更があつた場合には、当該境界変更に係る区域に居住する利用者又は購入者等の居住地域の区分は、当該境界変更により当該区域が属することとなつた市町村により定まる。

第四十七条 法第三十条の二第三項の経済産業省令・内閣府令で定めるものは、基礎特定信用情報（信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を除き、認定包括信用購入あつせん業者が法第三十条の五第二項の規定により特定信用情報を使用する場合及び登録少額包括信用購入あつせん業者が法第三十五条の二の四第二項の規定により特定信用情報を使用する場合には、第百十八条第二項第一号イに規定する事項を除く。）その他利用者又は購入者等の信用購入あつせんに係る支払能力に関する情報をいう。

第四十七条の二 法第三十条の二第四項の規定により、包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）その他利用者又は購入者等に係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにおいては、その消滅した日）の満了の日又は当該有效期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにおいては、その消滅した日）のうちいかずか遅い日までの間保存しなければならない。

一 第四十条又は第四十二条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項
イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行った調査の結果を含む。）

ニ 第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項
ホ その他法第三十条の二第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し

二 第四十一条で定めるところにより調査を行う場合 次に掲げる事項
イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つた年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
ハ 法第三十条の二第一項本文の規定による調査の結果（同条第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む。）

ニ 第四十条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項
ホ その他法第三十条の二第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し（包括支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

第四十八条 法第三十条の二の二ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第四十三条第一項各号に掲げる場合とする。

（包括信用購入あつせん関係受領契約に関する情報の提供等）

第四十九条 法第三十条の二の三第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第六号から第九号までに掲げる事項については、法第三十条第一項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を探査した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれら者のを特定することができる事項

二 支払分の支払回数
三 支払分の支払年月日

四 包括信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができ機関の名称及び住所又は電話番号

五 法第三十条の四の規定に関する事項

六 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

七 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

八 支払分の支払の義務が履行されない場合（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

九 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五十条 法第三十条の二の三第一項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 前条第五号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する包括信用

		四 前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。	
		事項 内容の基準	
一 包括信用 購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項		イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。 ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合 は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行 があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括 信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額 が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あ つせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日 数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカ ード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括 信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条 に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条 の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつ 	
二 支払時期の到来してい る事項		イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分 の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定 める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購 入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し 又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額 以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合 にあつては令第二十五条に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業 者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定 める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結 した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定 めその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六 第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条 の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつ ては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合 が定められていないこと。	
三 支払の義務 が履行され ない場合		（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定め が法第三十条の三第二項の規定に合致していること。	
四 支払分の 支払の義務 が履行され ない場合		三 支払分の 支払の義務 が履行され ない場合	
五 支払の義務 が履行され ない場合		前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機と 接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法 ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提 供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法	
六 支払の義務 が履行され ない場合		二 五 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。 一 閲覧ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを作成すること。 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ハ 顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法 二 一 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、包括信用購入あつせん関係受領契約に基づく 包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日までの間、次に 掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している 提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法によ り提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事 項を消去することができる。	
七 支払の義務 が履行され ない場合		イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項 ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項 三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合する。 イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を顧客ファイルに記録すること。 ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため 必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能 な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持さ ることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。	

第五十一条 法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法第三十条第二項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を探して提供した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの方を特定することができる事項

二 契約年月日

三 包括信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができ

る機関の名称及び住所又は電話番号

四 法第三十条の五の規定に関する事項

五 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

六 支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

七 弁済金の支払の義務が履行されない場合（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五十二条 法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 前条第四号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者は役務の提供につきそれを提供する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

四 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項

一 包括

二 信用購入あつせん関係契約の解除に関する事項

三 内容の基準

イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。
ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、その内容

四 包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信

用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあっては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

五 弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

一 包括

二 信用購入あつせん関係契約の解除に関する事項

三 内容の基準

イ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合は、その内容

四 包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信

用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあっては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

五 弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

ハ 包括信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における包括信用購入あつせん業者の義務に關し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

二 支払期の到来しないに係る弁済金の支払に関する事項

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信

用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては同条第二項に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカ

ード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括信

二 支払期の到来しないに係る弁済金の支払に関する事項	三 第五号前条に掲げるも以外の特約	四 第五号から第七号までに掲げるも以外の特約	五 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信	ロ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信	ロ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信	ロ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信
磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。	磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。	磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。	磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。
弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。	弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。	弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。	弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。
法に違反する特約が定められていないこと。	法に違反する特約が定められていないこと。	法に違反する特約が定められていないこと。	法に違反する特約が定められていないこと。

- 二 一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを受け付ける方法
前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
二 一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 一 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、弁済金に係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日（新たに法第三十条の二の三第三項の規定により当該弁済金以外の弁済金を合算する場合を含む。）には、当該情報提供する日（当該情報提供する日）までの間、顧客ファイルに記録された提供事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

第五十三条の二 法第三十条の二の三第四項本文の規定により同条第一項各号若しくは第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面（包括信用購入あつせんに係る債務が残存する包括信用購入あつせん関係役務提供契約に係るものに限る。）を交付するときは、第四十九条及び第五十条第一項若しくは第五十一条及び第五十二条第一項又は前条第一項の規定を準用する。

法第三十条の二の三第四項の規定を準用する場合、当該第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により同条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による情報の提供を行つた場合は、当該第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により同条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による情報の提供を行つた場合と同様に扱われる。

第五十四条 法第三十条の二の三第五項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて当該契約に係る役務（法第二条第五項に規定する指定役務を除く。）の現金提供価格が一万円に満たないもの又は包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通じて、若しくはそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部の履行が行われることが通例である役務（法第二条第五項に規定する指定役務を除く。）の現金提供価格を除く。次項において同じ。）を提供するものを締結した場合には、第四号、第六号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該役務の提供を受ける者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あつせん関係販売契約であつて当該契約に係る商品（法第二条第五項に規定する指定商品を除く。）の現金販売価格が一万円に満たない商品（当該契約に係る商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）に係る情報をそれぞれ提供しないことができる。

一 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称及び住所又は電話番号

四 製約年月日
商品若しくは権利又は役務の種類

五 は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間

六 包括信用購入あつせんに係る販売の方針により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包
括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「包括信用購入あつせ
ん関係販売等契約」という。）について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関
の名称及び住所又は電話番号

七 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつていているときは、当該役務の内容、提供時
期（当該役務を提供する契約の締結時において当該役務の提供をするときを除く。）その他当
該役務に関する事項

八 商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつてているときは、当該商品の内容、
引渡し時期（当該商品を販売する契約の締結時において当該商品の引渡しをするときを除く。）その他
当該権利に関する事項

九 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるとき
は、その内容

十 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十一 包括信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約
であるときは、その旨

購入者等が、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業
者と対面することなく、かつ、勧誘を受けることなく、機器にカード等を提示し若しくは通知し
て、又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入し、又は役務の提供を受ける場合であつ
て、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する契約を締結した場合においては、前項の規定に
かかわらず、同項各号に掲げる事項に係る情報を提供しないことができる。

一 包括信用購入あつせん関係販売契約であつて購入者がカード等を提示し若しくは通知して、
又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入するときは、直ちに当該商品の引渡し若し
くは当該指定権利の移転がされる商品又は指定権利を販売するもの

二 包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し
若しくは通知して、又はそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部
の履行が行われることが通例である役務を提供するもの

第五十五条 法第三条の二の三第五項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供する
ときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に
より提供すること。

三 法第三条の二の三第五項第三号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致して
いること。

イ 購入者等からの包括信用購入あつせん関係販売等契約の解除ができない旨が定められてい
ないこと。

ロ 包括信用購入あつせん関係販売等契約の締結前に包括信用購入あつせん関係販売業者又
は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示
した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相
違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められている
こと。

<p>八 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の責に帰すべき事由により包括信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合における包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の義務に關し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。</p> <p>四 前条第一項第九号及び第十号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。</p>	
<p>三 事項</p>	<p>内容の基準</p>
<p>一 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合</p>	<p>商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められないこと。</p>
<p>二 前条第九号に掲げる法令に違反する特約が定められないこと。</p>	<p>法令に違反する特約が定められないこと。</p>
<p>三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p>	<p>日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p>
<p>四 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p>	<p>前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p>
<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの</p>
<p>イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>
<p>ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	<p>包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>
<p>ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を記録する方法</p>	<p>包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>
<p>二 閲覧ファイル（包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	<p>包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>
<p>三 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>二 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。</p>	<p>購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。</p>
<p>二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、商品の引渡し若しくは権利の移転若しくは役務の提供を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいか遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができる。</p>	<p>前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあっては、商品の引渡し若しくは権利の移転若しくは役務の提供を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいか遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができる。</p>
<p>三 前項第一号ニに掲げる方法について、購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能であることは、次に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>前項第一号ニに掲げる方法について、購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能であることは、次に掲げる基準に適合すること。</p>

<p>な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持されることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。</p> <p>四 第二項第二号及び第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>第五十五条の二 法第三十条の二の三第六項本文の規定により同条第五項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条第一項の規定を準用する。</p> <p>二 法第三十条の二の三第六項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。</p> <p>ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。</p> <p>（契約の解除等の制限）</p> <p>第五十五条の三 法第三十条の二の四第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合</p> <p>イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。</p> <p>ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。</p> <p>（包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告を行うこと）</p> <p>二 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものとの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。</p> <p>三 第二項に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うことができる。</p> <p>二 第二項に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うことができる。</p> <p>一 第二項第二号に規定する場合には、包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>二 前項の規定による承諾を得た包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により提供する場合は、当該利用者又は購入者等の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を同項の電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>

5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十五条の四 法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機と

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに記録する方法

ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催

告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを見たときは、この限りでない。

(業務の運営に関する措置)

第五十六条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り扱う利用者又は購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合に

は、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第五十七条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により特定信用情報提供等業務を行う者から提供を受けた情報であつて利用者又は購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第五十八条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り扱う利用者又は購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他

の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていらない情報）を、(第九十一条において同様)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第五十九条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条及び第九十二条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る利用者又は購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護を図るために必要な措置を講ずるための措置

第六十条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により利用者又は購入者等からの苦情（法第三十条の四第一項の規定による対抗を含む。以下この条において同じ。）の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が包括信用購入あつせん業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかを判別すること。

二 前号の規定により判別した結果その他の事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容を当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者とクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知すること。

イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせん関係販売業者等契約に關し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき。

ロ 包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因する苦情（苦情の内容がイの行為に起因するものである苦情を除く。）の発生状況からみて、当該包括信用購入あつせんに係る業務が当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

三 第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、包括信用購入あつせん業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

四 利用者又は購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前号の規定による調査その他の方法により知った事項からみて、必要があると認めるときは、包括信用購入あつせんに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること。

イ 包括支払可能見込額の調査等の特例

(認定包括信用購入あつせん業者の認定の申請)

第六十一条 法第三十条の五の四第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法

二 延滞率（一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を含むものの割合をいいう。以下同じ。）に関する事項

三 法第三十条の五の四第一項第二号の体制

一 法第三十条の四第一項第一号の方法

二 前項の申請書には、様式第十三の二によるものとする。

三 法第三十条の五の四第一項第二号の体制

一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法及び同項第二号の体制に関する社内規則等（認定包括信用購入あつせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。第六十三条第二項第七号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第三号、第六十八条の十一第三号、第九十九条第二項第七号、第一百条第三号及び第一百三十三条の二第二項第三号において同一。）、使用者その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて認定包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十二条の二第二項において同じ。）

二 法第三十条の五の四第一項第二号の体制に関する組織

(認定の基準)

第六十二条 法第三十条の五の四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと。
- 二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい利益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。
- 三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること。

2 法第三十条の五の四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、法第三十条の五の五第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていることとする。(変更の認定)

第六十二条の二 法第三十条の五の四第三項の規定による認定の申請は、様式第十三の三による申

請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第一号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等
- 二 法第三十条の五の四第一項の認定に係る同項第一号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に関する社内規則等及び組織図
(利用者支払可能見込額の算定義務の例外)

第六十二条の三 法第三十条の五の五第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 包括信用購入あつせんをするため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し若しくは付与しようとする場合(包括信用購入あつせんをするため利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を含む)又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を三十万円を上限として増額しようとする場合(これらのうち、次のいずれかに該当する場合を除く。)
- イ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。
- ロ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者の当該認定を当該利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る債務の額が五十万円を超えると認めるとき。

二 包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。

- イ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じて、当該増額された後の極度額を当該目的に照らして相当であると認めるとき。
- ロ 極度額が法第三十条の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額(正当な理由があつて同項本文の規定によつて算定した利用者支払可能見込額(現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用する場合にあつては、一時的に増額する前の極度額))の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

口 当該利用者が臨時のかつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

四 認定包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額(正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていない場合は、付隨カード等についてそれに係る有効期間を更新するため付隨カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を除く。)において、当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

三 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとする場合を除く。)

四 認定包括信用購入あつせん業者が、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等(付隨カード等を含む。)についてそれに係る有効期間(更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等(付隨カード等を含む。)に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他的事由により消滅したときには、その消滅した日)のうちにいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

2

五 第一号、第三号又は前号に掲げるもののほか、認定包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合(カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合(カード等に応じ、利用者ごとに、当該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等(付隨カード等を含む。)についてそれに係る有効期間(更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約(当該カード等(付隨カード等を含む。)に係るものに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他的事由により消滅したときには、その消滅した日)のうちにいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

四 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、その増額した後の極度額を当該利用者に通知して、包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

二 前項第一号に掲げる場合次に掲げる事項

- イ 契約年月日(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果(つた年月日)
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額(カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額)
- ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
- ニ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

二 前項第二号に掲げる場合次に掲げる事項

- イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日
- ロ 増額した後の極度額

二 前項第二号に掲げる場合次に掲げる事項

- イ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け目的的

三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 付隨カード等についてそれに係る契約年月日（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合については、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合には、増額した後の極度額）

四 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日

五 利用者支払可能見込額の算定に關する記録

第六十二条の四 法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときには、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項

イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

一 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十条の五の五第一項本文の規定による算定を行つた年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（口の極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十条の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

第六十二条の五 法第三十条の五の五第四項の報告は、様式第十三の四による報告書を提出してしなければならない。
2 法第三十条の五の五第四項の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。
(利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合)

二条の三第一項各号に掲げる場合とする。

第六十三条 法第三十二条第一項の申請書は、様式第十四によるものとする。

法第三十二条第一項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する

四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
イ 付随カード等についてそれに係る契約年月日（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）
ロ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
五 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日
六 利用者支払可能見込額の算定に関する記録

第六十二条の四 法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次

の各号に掲げる場合の区分は同じで、利用者ごとに次に定める事項の記録を書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新され

後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。)の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括言語講入附せん関係受領契約(当該カード等に係るも

のに限る。)に定められた最終の支払期日のうち最後のもの(これらの契約に基づく包括信用購

ノアセんは係る債務の全てが消滅その他の事由により消滅したときには、(一)のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 法第三十条の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括言用講入あつせんをするためカード等を利用者に交付し苦しくは付与したこと及び利

用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げ

る事項
イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増

額した年月日) 利用者に交付し又は付与したカード等についてその係る限度額(カード等についてその

に係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額

法第二十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（口の極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十条の五の第一項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

二 法第三十条の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつ

で、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与して、るカード等について、それによる有効期間を更新するためにカード等を該利用者に交付し又は付与したとき、次に掲

（又は付手）で、ハルカービ等につけて、それと系る有効期間を更新（上う三十

る年月日及び法第三十条の五第一項本文の規定による算定を行つた年月日

口 る年月日及び法第三十条の五の五第一項本文の規定による算定を行つた年月日
利用者に交付し又は付与したカード等につひてそれに係る極度額

口 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

3 第十二条第三項の規定は、法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第六十四条 法第三十二条第一項第四号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができる）ない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む）をいう。以下この条において「株式等」という。）の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）を自己又は他人（仮設人を含む。次号において同じ。）の名義をもつて所有している個人

二 当該法人の親会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三 当該法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 当該法人の役員又は前三号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）

一 前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第五百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（同条第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができる株式等に係る議決権を含むものとする。（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条 法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 法第三十四条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十九号）第五十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人（包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

二 前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三 役員のうちに、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため必要な体制）

第六十六条 法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一 法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三 包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第六十七条 法第三十三条の三第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出してしなければならない。

一 その変更に係る事項を証する書類

二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十三条第二項第九号に掲げる書面（法第三十三条の二第一項第七号に係るものに限る。）

三 第十二条第三項の規定は、法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（処分の公示）

第六十八条 法第三十四条の四の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（廃止の届出）

第六十九条 法第三十五条の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者

（利用者支払可能見込額の算定義務の例外）

第六十八条の三 法第三十五条の二の四第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じて一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていい場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額）の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ 当該利用者が臨時のかつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとさ。

二 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれによる有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付隨カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）において、当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

三 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていい場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付隨カード等を利用する

者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

四 前二号に掲げるもののほか、登録少額包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

五 登録少額包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合には、次に各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付隨カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付隨カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにおける消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

ロ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日

ハ 増額した後の極度額

二 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け目的

ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ヘ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第一号ロに該当するときに限る。）

二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれによる極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した後の極度額）

四 前項第四号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）

第五十八條の四 法第三十五条の二の四第三項の規定により、登録少額包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括

信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにおける消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項

イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合における年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合における年月日）

ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十五条の二の四第一項本文の規定による算定を行つた年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果（利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

三 第六十八条の五 法第三十五条の二の五ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第六十八条の三第一項各号に掲げる場合とする。

四 第六十八条の六 法第三十五条の二の六第一項の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次にいづれかに該当する場合とする。

一 登録少額包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るもののが支払請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 登録少額包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等の承諾を得た場合

三 前項第一号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うことができる。

第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

5 次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを受けた購入者等が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを見認めたときは、この限りでない。

(経済産業大臣への定期報告)

第六十八条の八 法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の二による報告書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他の利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

(登録の申請)

第六十八条の九 法第三十五条の二の九第一項の申請書は、様式第十五の三によるものとする。

2 法第三十五条の二の九第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面(次条第一号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者及びその親会社に係るもの)。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面

四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面

六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面

3 第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対する承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対する承諾を得なければならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを受けた購入者等が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを見認めたときは、この限りでない。

(経済産業大臣への定期報告)

第六十八条の八 法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の二による報告書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 法第三十五条の二の十四第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第五十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人(包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。)で、当該届出の日から五年を経過しない法人であることが見込まれるもの

二 前号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの(法人に限る)で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三 役員のうちに第一号の期間内に法第三十五条の三において準用する法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの(法人に限らない者)のある法人

(少額の包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため必要な体制)

第六十八条の十二 法第三十五条の二の十一第一項第十号に規定する経済産業省令で定める体制

一 法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するため必要な体制

二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三 法第三十五条の二の三第一項に規定する包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

五 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等(法第三十五条の二の九第一項第四号の方法及び同項第五号の体制に関する社内規則等を含む。)

八 包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図(法第三十五条の二の九第一項第五号の体制に関する組織図を含む。)

九 次条第二号又は第三号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合は、これらの号のうちいずれかを満たすことを明らかにする事業計画書

十 法第三十五条の二の十一第四号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)

第六十八条の十 法第三十五条の二の十一第一項第三号に規定する経済産業省令で定める要件は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額(以下この条において「純資産額」という。)が負の値でないことであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第三十五条の二の三第一項の登録を受けようとする者及びその親会社の純資産額の合計額が、これらの者の資本金又は出資の額の合計額の百分の九十に相当する額以上であるもの

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の五十以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準)

第六十八条の十三 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準は、次

のとおりとする。

一 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技

術及び情報を利用していないこと。

二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利

益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。

三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。

四 法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二

の四第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていること

とする。

(変更の登録)

第六十八条の十四 法第三十五条の二の十二第一項の規定による変更の登録の申請は、様式第十五

の四による申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十五条の二の九第一項第四号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に

関する社内規則等

二 法第三十五条の二の九第一項第五号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に

関する社内規則等及び組織図

3 前条第一項の規定は法第三十五条の二の十二第一項において準用する法第三十五条の二の十一

第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準に、前条第二項の規定は法第三十五条の二の十二

第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準

に準用する。

(変更の届出)

第六十八条の十五 法第三十五条の二の十三第一項の届出は、様式第十五の五による届出書を提出

してしなければならない。

2 法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第二項本文の経済産業

省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 その変更に係る事項を証する書類

二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十八条

の九第二項第十号に掲げる書面(法第三十五条の二の十一第一項第六号に係るものに限る。)

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二

の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(廃止の公示)

第六十八条の十六 第六十八条の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十四条の四の

規定による公示に準用する。

第六十八条の十七 第六十八条の二の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十五条の

規定による届出に準用する。

第二節 個別信用購入あつせん

第一款 業務

(個別信用購入あつせんの取引条件の表示)

第六十九条 法第三十五条の二の第一項各号の事項を示すときは、次の各号に定めるところによ

らなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、支払分の支払の方法が購入者等の

要求により支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当す

る場合以外の場合になつたとき又は個別信用購入あつせんの手数料(金利、信用調査費、集金

費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。(以下同じ。)が二千五百円未満のときは、示さないことができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

一 営業所等において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。

二 購入者等が読みやすく、理解しやすいよう用語により、正確に示すこと。

三 日本産業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合においては、同表第二号に定める方法とすることができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合においては、同表第二号に定める方法により商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は役務を提供する場合の提供条件について広告するときは、同条第一項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあつては、個別信用購入あつせんの手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいよう用語により、正確に表示すること。

二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

(個別支払可能見込額の調査等)

第七十一条 法第三十五条の三の三第一項本文の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 年収

二 預貯金(購入者等の利益の保護を図るために個別支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客観的に判断されることができるもの)

三 信用購入あつせんに係る債務の支払の状況

四 借入れの状況

五 別個別信用購入あつせんに係る購入の方法により購入される商品の価額

六 前各号に掲げるもののほか、個別支払可能見込額の算定に必要な事項であつて客観的に判断されることができるもの

七 第七十二条 法第三十五条の三の三第一項本文の規定により前条各号に掲げる事項を調査するときは、次項から第七項までに定めるところによる。

2 前条第一号に掲げる事項の調査については、購入者等から受けける年収の申告その他の適切な方

法により行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生

計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合(特定配偶者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて個別信用購入あつせんに係る販売の方法により日常生活において必要とされる商品若しくは指定権利を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により日常生活において必要とされる役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を

締結しようとする場合以外の場合にあつては事前に書面その他の適切な方法により当該他の者の同意を得たとき(以下「当該他の者」といいます)には、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告その他の適切な方法により、当該購入者等及び当該他の者の年収を合算して算定することができる。前条第二号に掲げる事項の調査については、当該購入者等から受ける預貯金の申告その他の適切な方法により行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合(特定配偶者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて個別信用購入あつせんに係る販売の方法により日常生活において必要とされる商品若しくは指定権利を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により日常生活において必要とされる役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合に限る)には、当該他の者の年収を合算して算定することができる。

前条第三号に掲げる事項の調査については、購入者等の当該個別信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければならない。ただし、他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している購入者等を相手方とする個別信用購入あつせんに係る債務の申告その他の年収又は預貯金を合算して算定することができる。

前条第四号に掲げる事項の調査については、購入者等の当該個別信用購入あつせん業者からの借入れの状況その他の当該購入者等の借入れの状況を勘査して行わなければならない。前条第五号に掲げる事項の調査については、当該商品と同種の商品を換価して得ることが見込まれる額等を勘査して合理的に算定(算定を適切に行うことができないと認める場合を除く)しなければならない。

前条第六号に掲げる事項の調査については、購入者等から受ける当該事項の申告その他の適切な方法により行わなければならない。

第七十三条 法第三十五条の三第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、法定契約以外の契約であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品で生活に必要とされるものを販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該商品の用途、過去の同種の商品の利用の状況その他の購入者が当該商品を生活において必要とする事情及び当該購入者の生活の状況に関し当該購入者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該商品が当該購入者の生活に必要であること及び当該購入者が当該商品を購入する意思を有すること並びに当該購入者の支払総額及び当該商品の数量が当該購入者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

二 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売す

るのに適する商品で生活に必要とされるものを販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該商品の用途、過去の同種の商

品の利用の状況その他の購入者が当該商品を生活において必要とする事情及び当該購入者の生

活の状況に関し当該購入者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定によ

る契約を締結しようとする時点において当該購入者の支払の義務が履行されないと認めるときは又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により生活に必要とされない分量の商品を販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとするときを除く)。

一 契約年月日

二 当該契約が特定契約以外の契約であること。

三 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売する商品名及びその数量

四 第四十四条の規定は、法第三十五条の三の三第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産に準用する。

第七十三条の二 法第三十五条の三の三第四項の規定により、個別信用購入あつせん業者は、購入者等ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、個別信用購入あつせん関係受領契約に定められた最終の支払期日(当該契約に基づく個別信用購入あつせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときには、その消滅した日)までの間保存しなければならない。

一 契約年月日

二 購入者等の支払総額

三 法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査の結果(法第三十五条の三の三第三項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果を含む)。

四 第七十二条第二項又は第三項の同意を得たときは、当該同意に関する事項

五 その他法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査に使用した書面又はその写し(個別支払可能見込額を超える場合の個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の禁止に係る購入者等の保護に支障を生ずることがない場合)

第七十四条 法第三十五条の三の四ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第七十三条第一項に定める場合

二 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売す

るのに適する商品で生活に必要とされるものを販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該商品の用途、過去の同種の商

品の利用の状況その他の購入者が当該商品を生活において必要とする事情及び当該購入者の生

活の状況に関し当該購入者から調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定によ

る契約を締結しようとする時点において当該購入者の支払の義務が履行されないと認めるときは又は個別信用購入あつせんに係る販売の方法により生活に必要とされない分量の商品を販売する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとするときを除く)。

三 個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を受ける者(個人である役務の提

供を受ける者に限る。以下この項において同じ)又は当該役務の提供を受ける者と生計を一

にする者を対象とする学力の教授を提供する契約(法第三十五条の三の五第一項第四号に規定する特定継続的役務提供等契約(以下「特定継続的役務提供等契約」という。)を除く)又は

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十八条第二項に基づく届出をした自動車教習所

若しくは同法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所において同法第二条第一項第九号

の自動車の運転に関する教習を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事

情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に関し当該役務の提供を受ける者から調査した

事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする

こと並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額及び当該役務の回数又は期間が当該役務

の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

四 個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により購入者等若しくは当該購入者等と生

計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認める商品を販売する契約又は役務を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結

しようとする場合であつて、当該購入者等が当該商品又は当該役務を緊急に必要とする事情及

び当該購入者等の生活の状況に関し当該購入者等から調査した事項並びに法第三十五条の三

第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該購入者等が当該商品又は当

該役務を緊急に必要とすること及び当該商品を購入し又は当該役務の提供を受ける意思を有す

ること並びに当該購入者等の支払総額及び当該商品の数量又は当該役務の回数若しくは期間が当該購入者等の緊急に必要とする事情に照らして相当であることを確認した場合

五 個別信用購入あつせんに係る提供の方により役務の提供を受ける者の生活に必要とされる自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十八条に規定する点検又は同法第六十二条第一項に規定する継続検査を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に關し当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とする事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受けた意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額が当該役務の提供を受ける者の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

2 個別信用購入あつせん業者は、前項第一号から第五号までに掲げる場合には、購入者等ごとに前項第一号から第五号までの規定に基づく確認に関する記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、個別信用購入あつせん関係受領契約に定められた最終の支払期日（当該契約に基づく個別信用購入あつせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにつきにあつては、その消滅した日）までの間保存しなければならない。（個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査等）

第七十五条 法第三十五条の三の五第一項の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者（訪問販売を行う者、電話勧誘販売を行う者、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）を行う者又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下「業務提供誘引販売業」という。）を行う者に限り。以下この条及び次条において同じ。）と締結しようとする場合 次に掲げる事項

イ 当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約（以下「個別信用購入あつせん関係販売等契約」といふ。）の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項

ロ 当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせんに係る契約（販売業者又は役務提供業者と締結しようとするものに限る。以下この条及び第七十八条において同じ。）の締結に先立つて行わなければならない。

二 当該販売業者が個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする商品若しくは指定権利又は当該役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務に関する事項（当該役務又は当該指定権利が特定継続的役務提供等契約に係るものであつて、当該役務の提供又は当該権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合には、当該商品に関する事項を含む。）

ハ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う又は業務提供誘引販売業を行なう場合にあつては、特定利益（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定利益をいう。以下同じ。）又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供利益（同法第五十一条第一項に規定する業務提供利益をいう。以下同じ。）に関する事項

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者の取引の状況及び財産の状況

ホ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者、特定継続的役務提供を行う者又は業務提供誘引販売業を行う場合にあつては、特定商取引に関する法律第三十条第一項に規定する連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）、特定継続的役務提供に係る取引又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）に係る業務を継続して行うに足りる体制に関する事項

ヘ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引（訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引をいふ。以下この条及び次条において同じ。）に関する業務の停止の処分等に関する事項

ト 当該販売業者又は当該役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号に掲げる行為をすることを防止するために必要な体制及び当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項

チ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情の発生状況及びその内容に關する事項

二 個別信用購入あつせん業者が特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る申込みを受けた場合 次に掲げる事項

イ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係受領契約に係る事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認の有無に関する事項

ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五十二条第二項の規定に違反する行為又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第三項に規定する行為に関する事項

二 個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売業者と締結しようとするものに限る。以下この条及び第七十八条において同じ。）の締結に先立つて行わなければならない。

三 前条第一号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が行う特定取引の種類

二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びに代表者の氏名及び生年月日）

三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の店舗その他の事業所の住所及び電話番号

四 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘を行なう地域前条第一号ロに掲げる事項については、次に掲げるものを調査しなければならない。

一 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務の種類を示すもの

二 見本、カタログその他の個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し当該勧誘の相手方に対し提示するもの

三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供するに際して告げた事項（前条第一号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第六条第一項、第二十一条第一項、第三十四条第一項、第四十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項第一号に規定する

行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項に限る。)であつて、商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係るものとの裏付けとなる根拠を示す資料	5
前条第一号ハに掲げる事項については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項又は断定的判断を提供した事項(同号子に掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第三十四条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項又は当該断定的判断を提供した事項に限る。)であつて、特定商取引に関する法律第三十四条第一項第四号又は第五十二条第一項第四号に掲げるものとの裏付けとなる根拠を示す資料を調査しなければならない。	6
前条第一号ニに掲げる事項については、調査日の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面による確認その他の方法により調査しなければならない。	7
前条第一号ホに掲げる事項については、事業計画書その他の連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に係る業務を継続して行うに足りる体制であることを示すものと調査しなければならない。	8
前条第一号ヘに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	9
10 前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により当該申込みをしてきた者に対する行わなければならない。	10
11 前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	11
一 法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項について、電話その他の方法により当該申込みをしてきた者に対する行わなければならない。	12
二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の結果による命令に従う。(以下この項において同じ。)を受けたことの有無	13
二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の結果による命令に従う。(以下この項において同じ。)を受けたことの有無	14
三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が法人である場合にあつては、当該法人の役員のうち次のいずれかに該当する者の有無	15
イ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であることの有無	16
ロ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつた者	17
四 前条第一号チに掲げる事項については、認定割賦販売協会その他の特定取引に関する苦情の処理の業務を行う者の保有する情報の調査を調査しなければならない。	18
五 前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により当該申込みをしてきた者に対する行わなければならない。	19
六 前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	20
二 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項その他当該契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項の書面に記載されない事項	21
三 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項の書面に記載されない事項	22

四 前号の重要事項があるときは、重要事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認又は重要事項に係る事が存在しないとの誤認の有無	四
五 第二号から前号までに掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断(将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。)の内容が確実であるとの誤認の有無	五
六 前条第二号ロに掲げる事項については、同号ロに規定する行為の有無を調査しなければならない。	六
七 第七十七条 個別信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、第七十五条各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。	七
一 第七十五条第二号イに掲げる事項の調査により前条第十一項第二号に規定する断定的判断(商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項についての断定的判断に限る。)が提供されたことを知つた場合、当該断定的判断の提供を行つた個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の有する当該断定的判断の提供に係る事項の裏付けとなる根拠を示す資料(ただし、既に当該資料を第七十五条第一号ロに掲げる事項の調査(前条第四項第三号に係るものに限る。)により調査した場合にあつては、当該資料を補完する資料)	一
二 第九十四条第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合	二
イ 当該行為の内容	三
ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に関する第七十五条第一号トに掲げる事項	四
ハ その他の当該苦情の内容に応じ、当該苦情に係る法第三十五条の三の七各号に掲げる行為の防止のために必要な事項	五
三 第九十四条第一号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項に基づき、購入者等からの苦情(法第三十五条の三の十二第一項に規定する申込みの撤回等若しくは法第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項若しくは第三十五条の三の十六第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しの申出又は法第三十五条の三の十九第一項の規定による対抗を含む。以下この条及び第九十四条において同じ。)であつて当該苦情の内容が個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起因するもの(苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号及び第九十四条第三号において「特定契約関係苦情」という。)の発生状況及び当該個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者(当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を除く。以下この号及び第九十四条第三号において「他の個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。)による特定契約関係苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合	六
四 前号に定める事項	七

第二 第九十四条第一号の規定により判別した結果、同号の苦情の内容が、個別信用購入あつせん関係受領契約が解除され
係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あ
つせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起因するものと認められる場合であ
つて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業
者に対し第七十五条第一号に定める事項の調査をしていなかつたときは、前項の規定にかかわ
らず、遅滞なく、当該調査をしなければならない。
(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査に関する記録の作成等)

第七十八条 法第三十五条の三の五第二項の規定により、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当
該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなけれ
ばならない。ただし、第一号に定める事項の記録については、個別信用購入あつせんに係る契約
を締結した場合に限る。

一 第七十五条第一号に定める事項の調査 次に掲げる事項

イ 調査年月日

ロ 当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、當
該資料を含む。）

ハ 当該調査に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提
供事業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した場合には、当該契約の締結の年月日

二 第七十五条第二号に定める事項の調査 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該調査に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合には、当該契約の締結

の年月日

三 前条の規定による調査 第一号イ及びロに掲げる事項

(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

第七十九条 法第三十五条の三の八第九号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおり
とする。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別
信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

二 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別
信用購入あつせん関係受領契約の締結の年月日

三 商品若しくは権利又は役務の種類

四 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又
は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五 頭金の額

六 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引
に伴う特定負担（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定負担をいう。次条
第五号の表第一号上欄・第八十一条第六号・第八十二条第四号の表第一号上欄・第八十三条第
六号及び第八十四条第四号の表第一号上欄において同じ。）及び特定利益に関する事項

七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務
提供誘引取引に伴う特定負担（特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する特定負担
をいう。次条第五号の表第三号上欄・第八十一条第七号・第八十二条第四号の表第三号上欄・
第八十三条第七号及び第八十四条第四号の表第三号上欄において同じ。）に関する事項

八 支払分の支払回数

九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別
信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関
の名称及び住所又は電話番号

十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、そ
の内容

十二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除され
た場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
十三 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつていているときは、当該役務の内容、提供
時期その他当該役務に関する事項

十四 商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内
容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十五 権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつてているときは、当該権利の内容、移
転時期その他当該権利に関する事項

十六 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあると
きは、その内容

十七 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十八 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約
であるときは、その旨

第十八条 法第三十五条の三の八各号又は法第三十五条の三の九第二項第一号若しくは第四項第一
号の規定により法第三十五条の三の八第五号若しくは第七号に掲げる事項を記載した書面を交付
するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購買者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 法第三十五条の三の八第五号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。

イ 商品又は権利の再販売については、購入する商品又は権利の引渡し又は移転の方法その他
商品又は権利の再販売についての条件のあるときは、その内容

ロ 商品又は権利の受託販売については、委託を受けて販売する商品又は権利の引渡し又は移
転の方法、受け取った代金の引渡しの時期及び方法その他商品又は権利の受託販売について
の条件のあるときは、その内容

二 法第三十五条の三の八第七号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。

イ 提供し、又はあつせんする業務の内容

ハ 一週間、一月間その他の一定の期間内に提供し、又はあつせんする業務の回数又は時間そ
の他の提供し、又はあつせんする業務の量

三 法第三十五条の三の八第七号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。

イ 提供し、又はあつせんする業務の内容

ハ 一回当たり又は一時間当たりの業務に対する報酬の単価その他の報酬の単価が定められて
いる場合には、その単価

ニ 口及びハにより定められるものその他の業務提供利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があ
ること。

イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨
の支払の条件

四 法第三十五条の三の八第八号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致して
いるときには、その条件

ハ ニ及びホに掲げるもののほか、業務提供利益の支払の時期及び方法その他の業務提供利益

が定められていないこと。

ロ 個別信用購入あつせん関係販売等契約の締結の前に個別信用購入あつせん関係販売業者又

は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示
した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相
違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められている
こと。

ハ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方であ
る場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された
ものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

二 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同条第

七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除されたものとみなされる

ことを赤枠の中に赤字で記載すること。
本個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合における個別信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合又は個別信用購入あつせん業者の義務に關し、民法第五百四十五条に規定するものにより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

五 同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項 内容

一 当該連鎖

イ 商品の購入について、その購入先及び当該商品の引渡しの方法

ロ 権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法

ハ 役務の提供の方法

ニ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期

及び方法

ホ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする

ロ 他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若

しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の現金提供価格

の支払の金額に對して收受し得る特定利益の全部又は一部が支払われないこと

ハ イに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他

の特定利益の支払の条件

イ 商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法

ハ ロイに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われること

となる場合は、その条件

ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他

ハ 役務の提供の方法

ニ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期

及び方法

ホ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

六 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれ

を販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用

購入あつせん関係役務提供事業者に対する生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をす

る個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

七 前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる

事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致しているこ

と。

三 当該業務

一 特定利益

二 に関する事項

一 販売取引に伴う特定負担

二 提供誘引販

三 提供誘引販

四 売取引に伴う特定負担

五 関する事項

六 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれ

を販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用

購入あつせん関係役務提供事業者に対する生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をす

る個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

七 前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる

事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致しているこ

と。

八 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来してい

ない支払分の支払の請求に関する事項

九 内容の基準

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来してい

ない支払分の支払を請求する場合は、個別信用

購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行が

あつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上

の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間

内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来してい

ない支払分の支払を請求することができる場合と

して、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約

条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。

支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせ

ん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の規

定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第一項の規

定に合致していること。

二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別

信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額を

又は違約金に関する事項

三 商品が種類又は品質に

商品が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合に個

別信用購入あつせん関係販売業者がその不適合（道路運送車

両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明

示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供

されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を

負わない旨が定められていないこと。

四 前条第十一号、第十二号及び第十六号に掲げる

もの以外の特約

八 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

（個別信用購入あつせん業者による書面の交付）

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別

信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

二 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの

年月日

三 商品若しくは権利又は役務の種類

は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間又

は頭金の額

五 六

個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売

取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項

七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販個人契約であるときは、当該業務

提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項

八 支払分の支払回数

九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別

信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関

の名称及び住所又は電話番号

十 一 支払時期の到来してい

ない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、そ

の内容

第八十二条 法第三十五条の三の九第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 法第三十五条の三の九第二項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第一号から第三号までに定める契約の申込みをした者である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされること。

ハ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の申込みをした者である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされること。

ニ 購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あつせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ホ 購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の規定に合致していること。

ヘ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合における個別信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

四 項 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、第七十五条第二号に定める事項のみを交付することをもつて足りる。

五 項 同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ 商品の購入について、その返還の条件 ロ 権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法
二 特定利益に関する事項	イ 商品若しくは権利の再販売受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に對して收受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法 ロ イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件 ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他特定利益の支払の条件

三 当該業務のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

四 提供誘引販売取引に伴う特定負担及び方法

五 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

六 前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項	イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来しない支払分の支払を請求することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来しない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていること。
二 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額又は違約金に関する事項	イ 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。 ロ 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。
三 前条第十一号及び第十二号に掲げるものの外の特約	法令に違反する特約が定められないこと。
七 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
二 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の年月日	商品若しくは権利又は役務の種類
三 商品の数量(権利又は役務の場合は、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)	商品若しくは権利又は役務の名称、住所及び電話番号
四 頭金の額	商品若しくは権利又は役務の場合は、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
五 個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売	は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)

七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項

八 支払分の支払回数

九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第十八条 法第三十五条の三の九第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 法第三十五条の三の九第四項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ハ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ニ 購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あつせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ホ 購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の規定に合致していること。

ヘ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合における個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん業者の義務に關し、民法第五百四十五条规定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

四 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

三 法第三十五条の三の九第四項第三号に掲げる事項については、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査の結果であつて第七十五条第二号に係るもののみを交付することをもつて足りる。

四 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 事項	当該連鎖販売取引に	商品の購入について、その購入先及び当該権利の移転の方法
------	-----------	-----------------------------

二 特定利益にに関する事項	三 当該業務提 供誘引販 売取引に伴 う特定負担 にに関する事 項	四 二 取引料の提供 及び方法
六	前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対する事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。	ロ イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件
一 支払時期の到来していな い支払分の支払の請求に する事項	前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した個別信用購入あつせん関係販売業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対する事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。	ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件
三 前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。	前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。	イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に対して收受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法
二 支払分の支払の義務が履 行されない場合（個別信 用購入あつせん関係受 領契約が解除された場 合を除く。）の損害賠 償額の予定又は違約金の 定めが法第三十五条の三 の十八第二号に掲げる 内容に違反する特約が 定められていないこと。	二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額又は違約金に	ロ イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われることとなる場合があるときは、その条件

七 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第八十五条 法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三十五条の三の十第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により訪問販売等契約(法第三十五条の三の九第一項第一号から第三号までのいずれか又は第三項第一号から第三号までのいずれかに掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約をいう。以下この号、第五号及び第六号において同じ。)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

二 法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。)

三 法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項第三号又は第三項第三号から第十四項までの規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項第三号又は第三項第三号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。)

四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

五 訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

六 訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

七 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

八 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

九 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者又は法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面を申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容について申込者等に告げなければならない。

一〇 第八十六条 法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一一 法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

一二 法第三十五条の三の十一第一項、第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定に関する事項

一三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

一四 特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

一五 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

三 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

四 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面を特定連鎖販賣個人契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供事業者、個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等(同項各号列記以外の部分に規定する申込者等をいう。以下この条から第八十八条までにおいて同じ。)に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

五 第八十七条 法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定連鎖的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定連鎖的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

六 第八十八条 法第三十五条の三の十一第一項第三号から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項

一 二 法第三十五条の三の十一第一項第三号から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項

三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

四 特定連鎖的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

五 特定連鎖的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

六 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

七 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

八 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

九 個別信用購入あつせん関係販賣業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面を特定連鎖販賣個人契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供事業者、個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等(同項各号列記以外の部分に規定する申込者等をいう。以下この条から第八十八条までにおいて同じ。)に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

一〇 第八十九条 法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販賣個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は業務提供誘引販賣個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

一一 第九十条 法第三十五条の三の十一第一項第五項の規定に関する事項

一二 第九十一条 法第三十五条の三の十一第一項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定に関する事項

一三 個別信用購入あつせん関係販賣業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

一四 業務提供誘引販賣個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販賣等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

- 五 業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに
係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容
- 2 書面には日本産業規格Zハ三〇五に規定するハボイント以上の大きさの文字及び数字を用いな
ければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤
字で記載しなければならない。
- 4 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個
別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定により交付する書面を
業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る
個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書
面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申
込者等に告げなければならない。
- (業務の運営に関する措置)
- 第八十九条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその取り扱う購
入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その
委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措
置を講じなければならない。
- 第九十条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により特定信用情報提供
等業務を行う者から提供を受けた情報であつて購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調
査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 第九十一条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその取り扱う購
入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別
の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを
確保するための措置を講じなければならない。
- 第九十二条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により個別信用購入あ
つせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなけ
ればならない。
- 一 当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 受託者における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、
受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対す
る必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該
業務を速やかに委託する等、当該業務に係る購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防
止するための措置
- 五 受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る購入者等の利益の保
護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要
な措置を講ずるための措置
- 第九十三条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により法第三十五条の
三の九第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第三項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる
個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようと
する場合において、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事
項からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定商取引に関する法律第九条の二第
一項各号又は第二十四条の二第一項各号に掲げる契約に該当するおそれがあると認めるときは、
当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結する
はならない。ただし、当該購入者等が当該個別信用購入あつせん関係販売等契約の締結を必要と
する特別の事情があることを確認したときは、この限りでない。

- 第九十四条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により購入者等からの
苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによら
なければならぬ。
- 一 購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が個別信用購入あつせ
ん業者又は個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に起
因するものであるかを判別すること。
- 二 前号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法に
より知つた事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情
の処理のために必要な事項を調査すること。
- イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別
信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別
信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による
行為(第七十七条第一項第二号に掲げる行為を除く。)をしたと認められるとき。
- ロ 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の
個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情
(苦情の内容が第七十七条第一項第二号及びイの行為に起因するものである苦情並びに第七
十七条第一項第三号の苦情を除く。以下この号において同じ。)の発生状況及び他の個別信
用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販
売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせ
ん関係販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。
- 三 第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん業者が個別
信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めると
きは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
- 四 購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前二号の規定による調査その他の方法により知
った事項からみて、必要があると認めるときは、個別信用購入あつせんに係る業務の改善その他の
の所要の措置を講じること。
- (情報通信の技術を利用する方法)
- 第九十五条 法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの
イ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又
は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機と
を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ
イルに記録する方法
- ロ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又
は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書
面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第三十五条の三の二十
二第一項の電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつ
ては、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業
者は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業
者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を
記録する方法)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作成する
方法
- 三 前項に掲げる方法は、購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるも
のでなければならない。

<p>第九十六条 令第二十七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 前条第一項に規定する方法のうち個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等</p> <p>第九十七条 令第二十七条第三項の規定による確認は、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認することにより行うものとする。</p> <p>第九十八条 法第三十五条の三の二十二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、第九十五条第一項第二号に掲げる方法とする。</p>	<p>第三項 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第九十九条 法第三十五条の三の二十四第一項の申請書は、様式第十六によるものとする。</p> <p>法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録申請書提出日前一月以内の一定日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項若しくは第六百一十七条第一項の規定により成立のとき作成する貸借対照表又はこれに代わる書面</p> <p>二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面</p> <p>三 役員の履歴書</p> <p>四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面</p> <p>五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面</p> <p>六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面</p> <p>七 個別信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（個別信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて個別信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第一百一条において同じ。）</p> <p>八 個別信用購入あつせんに係る業務に関する組織図</p> <p>九 法第三十五条の三の二十六第一項第三号から第九号までの規定に該当しないことを誓約する</p> <p>書面</p> <p>第三項 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十四第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。</p> <p>（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）</p> <p>第一百条 法第三十五条の三の二十六第一項第八号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。</p> <p>一 法第三十五条の三の三十二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取扱いの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は处分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人（個別信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人</p> <p>二 前号の期間内に法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であった者であつて、前号に規定</p>
--	---

<p>第一百零一条 法第三十五条の三の二十六第一項第五号の経済産業省令で定めるものは、加入登録包括信用購入あつせん業者（特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方である登録包括信用購入あつせん業者をいう。次項第一号及び第一百六条第二項第四号において同じ。）の数、加入登録個別信用購入あつせん業者（特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方である登録個別信用購入あつせん業者をいう。次項第一号及び第一百六条第二項第四号において同じ。）の数、保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせん</p>	<p>する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人</p> <p>第一百零二条 第一百条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて第一号に規定する通知があつた日から五年を経過しない者のある法人</p> <p>（個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制）</p> <p>第一百零三条 法第三十五条の三の二十六第一項第九号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他の法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制</p> <p>二 購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制</p> <p>三 個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。</p> <p>第四節 特定の規定</p> <p>第一款 通則</p> <p>第一百零四条 法第三十五条の三の三第一項本文に規定する調査、法第三十五条の三の五第一項に規定する調査その他の法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制を明確化する規定を含むものでなければならない。</p> <p>第一百零五条 法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 その変更に係る事項を証する書類</p> <p>二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第九十九条（変更の届出）</p> <p>第一百零六条 法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 その変更に係る事項を証する書類</p> <p>二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第九十九条（変更の届出）</p> <p>第一百零七条 法第三十五条の三の二十九号に掲げる書面（法第三十五条の三の二十六第一項第五号に係るものに限る。）</p> <p>（準用規定）</p> <p>第一百零八条 法第三十五条の三の三十一号に規定する。この場合において、第二十五条中「法第二十四条（法第二十六条において準用する。）」とあるのは、「法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは、「法第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>第一百零九条 法第三十五条の三の三十六第一項第五号の経済産業省令で定めるものは、加入登録包括信用購入あつせん業者（特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方である登録包括信用購入あつせん業者をいう。次項第一号及び第一百六条第二項第四号において同じ。）の数、加入登録個別信用購入あつせん業者（特定信用情報提供等業務を行う者が特定信用情報提供契約を締結した相手方である登録個別信用購入あつせん業者をいう。次項第一号及び第一百六条第二項第四号において同じ。）の数、保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせん</p>
--	---

に係る債務の合計額（加入包括信用購入あつせん業者が当該包括信用購入あつせんの手数料の額を提供するときは、当該手数料（第百十八条第三項において「特定包括手数料」という。）の額を含む。次項第三号において同じ。）保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していなければ支払の義務が履行されない個別信用購入あつせん及び二月払個別購入あつせんに係る債務の合計額（加入個別信用購入あつせん業者が当該個別信用購入あつせんの手数料の額を提供するときは、当該手数料（第百十八条第三項において「特定個別手数料」という。）の額を含む。次項第四号において同じ。）並びに保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していなければ支払の義務が履行されない個別信用購入あつせん業者が当該個別信用購入あつせんに係る番号、記号その他の符号（保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせんに係る番号、記号その他の符号）の額を含む。当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号により販売した指定権利又は提供する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法により販売した指定権利又は提供する役務の場合にあっては、当該権利若しくは当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号）の件数の合計数とする。

法第三十五条の三の三十六第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 加入登録包括信用購入あつせん業者の数が五十以上であること。

二 加入登録個別信用購入あつせん業者の数が三十以上であること。

三 保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していなければ支払の義務が履行されない個別信用購入あつせん及び二月払購入あつせんに係る債務の合計額が一兆五千億円以上であること。

四 保有する基礎特定信用情報に係る支払時期の到来していなければ支払の義務が履行されない個別信用購入あつせん及び二月払個別購入あつせんに係る債務の合計額が三兆円以上であること。

五 保有する基礎特定信用情報に係る個別信用購入あつせん又は二月払個別購入あつせんに係る商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号（指定権利又は役務の場合にあっては、当該権利若しくは当該役務の種類又は当該権利若しくは当該役務を特定するに足りる番号、記号その他の符号）の件数の合計数が四百万件以上であること。

この節において「二月払個別購入あつせん」とは、カード等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者の商品若しくは指定権利の販売又は特定の役務提供事業者が行う役務の提供を受ける者の役務の提供を条件として、当該商品若しくは当該指定権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部に相当する金額の当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をするとともに、当該購入者等から、当該購入者等が当該販売業者から商品若しくは指定権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに、当該金額を受領することをいう。

（財産的基礎）

法第三十五条の三の三十六第一項第六号の経済産業省令で定めるものは、法第三十五条の三の三十七第二項第四号の貸借対照表に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上であることとする。

（指定申請の添付書類）

法第三十五条の三の三十七第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

（法第三十五条の三の三十七第二項第五号の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。）

一 法第三十五条の三の三十六第一項第二号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 役員（法第三十五条の三の三十六第一項第四号の役員をいう。以下この号、次号、次条、第八条、第一百十一条第二項第八号及び第九号、第一百十三条第十号及び第十一号並びに第一百十五号第二項において同じ。）が法第三十五条の三の三十六第一項第四号に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員が外国人である場合は、当該役員が法人である場合は、当該役員の沿革を記載した書面。第百十一条第二項第九号及び第一百十五条第二項第二号において同じ。）

三 入登録包括信用購入あつせん業者及び加入登録個別信用購入あつせん業者の名称を記載した書面

四 入登録個別信用購入あつせん業者及び加入登録個別信用購入あつせん業者の名称を記載した書類

五 法第三十五条の三の三十六第一項第五号に掲げる規定に適合することを説明した書類

六 特定信用情報提供等業務に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用者の配置の状況を記載した書類

七 申請者の事務の機構及び分掌を記載した書類

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（役員の兼職の制限）

法第三十五条の三の三十八の経済産業省令で定める法人は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする法人

二 個別信用購入あつせん業者又は二月払個別購入あつせんを業とする法人

三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む法人

四 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第一百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社

五 債務の保証を業として営む法人

六 役務の提供を受ける者に対し、その指定する機械類その他の商品を購入してその賃貸をする業者（次項第四号において「リース業」という。）を営む法人

七 法第三十五条の三の三十八の経済産業省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業

二 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業

三 債務の保証

四 リース業

（指定信用情報機関の役員の兼職の認可の申請等）

法第三十五条の三の三十八の規定期による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該指定信用情報機関を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 指定信用情報機関における常務の処理方法又は勤務状況を記載した書面

四 前条第一項各号に掲げる法人（以下この条において「他の法人」という。）の常務に従事しようとする場合には、当該他の法人における常務の処理方法及び指定信用情報機関と当該他の法人との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の法人の定款、最終の業務報告又は事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表（関連する注記を含む。第百十一条第二項第七号において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。）、剩余金処分計算書若しくは損失金処理計算書又は株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

五 現在営んでいる前条第二項各号に掲げる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して一年間における取引及び收支の予想を記載した書面

六 新たに前条第二項各号に掲げる事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後一年間における取引及び收支の予想を記載した書面

七 その他経済産業大臣が必要と認める事項を記載した書面

（経済産業大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る他の法人を代表し、若しくは常務に従事し、又は前条第二項各号に掲げる事業を営むことが、当該申請に係る

指定信用情報機関の代表者又は常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに対し、何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

第二款 業務

(兼業の承認申請)

第一百九条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）
- 二 兼業業務の開始予定年月日
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三 兼業業務の運営に関する規則

四 兼業業務の開始後三年間における当該兼業業務の収支の見込みを記載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

第一百十条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出るものとする。

一 廃止したその業務の内容

二 廃止した年月日

三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

第一百十一条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十二第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 業務を委託する相手方（以下この条及び次条において「受託者」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は委託する業務を行う常業所若しくは事務所の所在地

二 委託する業務の内容及び範囲

三 委託の期間

四 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 業務の委託契約の内容を記載した書面

三 受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」とを誓約する書面

四 受託者の沿革を記載した書面

五 受託者の定款又は寄附行為

六 委託する業務の実施方法を記載した書面

七 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

八 受託者の役員の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

九 受託者の役員の履歴書

十 受託者の取締役（業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十一 その他参考となるべき事項を記載した書類
(業務の一部委託の承認基準)

第一百十二条 経済産業大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

(業務規程の記載事項)

第一百十三条 法第三十五条の三の四十三第一項第十号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特定信用情報提供等業務を行う時間及び休日に關する事項

二 従業者の監督体制に関する事項

三 特定信用情報提供等業務に關する記録の作成に関する事項

四 特定信用情報提供契約に関する事項

五 特定信用情報提供等業務において取り扱う特定信用情報についての利用者又は購入者等の同意に関する事項

六 特定信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電及び地震、火災、水害その他の災害の被害を容易に受けたために必要な措置に關する事項

七 個人情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に關する事項

八 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合における当該変更の届出に関する事項

九 電子情報処理組織の故障その他の偶發的な事情により、特定信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生した場合における当該事故の概要及び改善策の届出に関する事項

十 指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員又は従業員（以下この号及び次号において「役員等」という。）が特定信用情報提供等業務（業務の一部の委託先にあっては、当該指定信用情報機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知った場合における当該行為が発生した常業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項

十一 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はその役員等が法第三十五条の三の五十六、第三十五条の三の五十七若しくは第三十五条の三の五十九又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行つたことを知つた場合における当該行為が発生した常業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項

十二 その他特定信用情報提供等業務に關し必要な事項

第一百四十四条 法第三十五条の三の四十五の規定により、指定信用情報機関は特定信用情報提供等業務に關し、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、作成後三年間保存しなければならない。

一 基礎特定信用情報の提供を依頼した加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは当該加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号（他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼があつた当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号）

四 提供した基礎特定信用情報の内容

第三款 監督

(変更の届出)

第二百五十三条 法第三十五条の三の五十第一項の規定による届出は、様式第十九による届出書を提出してしなければならない。

前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 変更の届出が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地又は役員の氏名若しくは商号若しくは名称に係るものであるときは、その変更を証する書面

二 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び法第三十五条の三の三十七第二項第一号に掲げる書面（法第三十五条の三の三十六第一項第四号に係るものに限る。）

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第一百六十六条 法第三十五条の三の五十一第一項の規定による指定信用情報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、様式第二十により作成し、事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類（会社ではない場合にあっては、これに代わる書面）を添付しなければならない。

二 指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

三 指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

四 経済産業大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(休廃止の申請)

第一百七十七条 法第三十五条の三の五十三第一項の規定による認可の申請は、様式第二十一による申請書を提出してしなければならない。

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者

(基礎特定信用情報に含まれる事項)

第一百八十八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一 氏名（ふりがなを付す。）

二 住所

三 生年月日

四 電話番号（勤務先の電話番号を除く。）

五 介護保険の被保険者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

（記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第一号、ハ、ニ、ト、チ若しくはリに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。以下「本人確認」という。）を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が当該介護保険の被保険者証の提示若しくは当該介護保険の被保険者証に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号により販売した商品の数量又は個別信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

六 本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている

本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により本人確認を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

法第三十五条の三の五十六第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 加入包括信用購入あつせん業者 次に掲げる事項

イ 法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額（当該包括信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこととが見込まれる額

ロ 包括信用購入あつせん（加入包括信用購入あつせん業者が二月払購入あつせんを業とする者である場合であつて、支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない二月払購入あつせんに係る債務の額を提供するとき（当該債務の額を法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額と区分して提供するときを除く。）は当該二月払購入あつせん（第三項において「特定二月払購入あつせん」という。）を含む。ハ及び次条第一項において同じ。）に係る債務又は包括信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ 包括信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

二 加入個別信用購入あつせん業者 次に掲げる事項

イ 法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する個別信用購入あつせんに係る債務の額（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこととが見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る債務又は個別信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ 個別信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

ニ 次に掲げるいずれかの事項

（1）個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号

（2）個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した権利の種類又は当該権利を特定するに足りる番号、記号その他の符号

ホ 次に掲げるいずれかの事項

（1）個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

（2）個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した権利を行使し得る回数若しくは期間又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

（3）個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供する役務の種類又は当該役務を特定する回数若しくは期間又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

3 法第三十五条の三の五十六第一項第三号に掲げる債務の額には、特定包括手数料の額、特定個別手数料の額及び特定二月払込あつせんに係る債務の額を含むものとする。
 (特定信用情報の提供等による同意を不要とする場合)

第一百十九条 法第三十五条の三の五十七第一項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる時前に提供した包括信用購入あつせん若しくは個別信用購入あつせんに係る債務又は包括信用購入あつせん若しくは個別信用購入あつせんの手数料の管理に必要な場合とする。

一 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時

二 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時

イ 加入包括信用購入あつせん業者は、あらかじめ、法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ることができる。

第一百二十条 法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

ハ 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入包括信用購入あつせん業者又は当該加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者又は購入者等による同意に関する事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該加入包括信用購入あつせん業者又は当該加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

(特定信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等)

第一百二十二条 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の五十七第三項に規定する同意に関する記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

第四章 前払式特定取引

(許可の申請)

第一百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第一項の申請書は、様式第二百二十二条によるものとする。

2 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第一項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 許可申請書提出日前一月以内の一一定の日現在において様式第二により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度(事業年度が六月の法人にあっては、直前十事業年度)の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面

二 次の事項を記載した許可後五事業年度(事業年度が六月の法人にあっては、許可後十事業年度)の業務計画書

三 前払式特定取引の方法による取引の計画

ハ 収支計画

ハ 資金計画

四 役員の履歴書	
三 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面	
五 前払式特定取引に関する取次ぎを有するときは、代理店契約書の写し	
六 前払式特定取引における前払式特定取引の方法による取引額	
七 申請の日前一年間における前払式特定取引の方法による取引額	
三 第百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。(前払式特定取引契約の基準)	
一 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。	
二 第百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。	
一 次の事項が記載されること。	
イ 法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者(以下この章において「前払式特定取引業者」という。)の名称及び住所	
ロ 契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲	
ハ 購入者又は指定役務の提供を受ける者(以下この章において「購入者等」という。)が当該契約に基づき支払う金額の総額(以下「契約金額」という。)	
ホ 前払式特定取引に係る各回ごとの支払金額、その支払回数並びに支払の時期及び方法	
二 次の表の上欄の事項が記載されており、かつ、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。	
記載すべき事項	
一 領収書の発行	内容の基準
二 商品の代金又は指定役務の対価の完済後の通知	支払の方法が集金又は持参の場合には、領収書を発行する旨が定められること。
三 商品の引渡し又は指定役務の提供の時期に關すること。	支払の方法が集金又は持参の場合には、領収書を発行する旨が定められること。
四 購入者等が支払べき契約金額以外の金銭に關すること。	商品の引渡し又は指定役務の提供の時期が商品の引渡し又は指定役務の提供を受ける前に支払うべき代金又は対価の完済後一月以内の一定の日以後と定められていること。
五 営業保証金又は前受業務保証金の供託等に關すること。	購入者等が支払うべき契約金額以外の金銭があるかどうか、及び当該金額がある場合におけるその額の決定について、購入者等が商品の引渡し又は指定役務の提供を受ける前に購入者等に必要と認められる内容を説明し、了解を得なければならない旨が定められていること。
六 営業保証金及び前受業務保証金の還付に関すること。	営業保証金若しくは前受業務保証金を供託している供託所又は供託委託契約の受託者の名称及び所在地が表示されていること。

七 契約の解除に
関すること。

購入者等の支払義務の不履行により契約を解除する場合には、前払式特定取引業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、前払式特定取引業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨並びに前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合その他購入者等が必要と認める場合には、購入者等が当該契約を解除することができる旨及びその申出の手続が定められていること。

八 契約の解除に
伴う損害賠償等
の額に関するこ
と。

購入者等の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には当該契約解除の日から、購入者等の申出により契約を解除する場合には七の項の手続による申出があつた日から、それぞれ四十五日以内の一定期間内に購入者等がすでに支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金額を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が購入者等が容易に計算することができることにより明確に表示されていること。ただし、前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額の金額を払い戻す旨が定められていること。

九 契約の問合わ
せ等に関するこ
と。

前払式特定取引契約款を交付する場合には、その交付の時期及び交付の方法並びに購入者等から当該約款の再交付を求められたときは、遅滞なく、当該約款を再交付する旨が定められていること。

十 前払式特定取
引契約款の交
付及び再交付
に関すること。

当該契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称、住所及び電話番号が表示されていること。

前払式特定取引契約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。

口 契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく及び民法第五百四十八条の四の規定によることなく契約内容の変更（契約金額の引上げを除く。）を行うことやきること並びに購入者等の同意を得ることなく契約金額の引上げを行うことができる法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十七条第二項に規定する特約

購入者等からの契約の解除ができる旨の特約

イ 前払式特定取引契約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。

ロ 契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく契約内容の変更（契約金額の引上げを除く。）を行うことやきること並びに購入者等の同意を得ることなく契約金額の引上げを行うことができる法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十七条第二項に規定する特約

購入者等からの契約の解除ができる旨の特約

ト 次に掲げる事項を赤枠の中に赤字で記載していること。

四 特約

イ 前払式特定取引契約款の内容を十分に読むべき旨

ロ 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の三の規定により前払式特定取引業者が前受金の合計額の二分の一に相当する額について前受金保全措置を講じることが義務付けられている旨

ハ 購入者等の申出により契約を解除する場合（前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合を除く。）における当該解除に係る金銭の払戻しに要する日数前項の前払式特定取引契約款には、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント（同項第四号に掲げる事項につては、十ポイン）以上の大きさの文字及び数字を用いなければならぬ。

（改善命令等に係る収支率等）

第一百二十四条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。

二 法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、次のとおりとする。

一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。

二 予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であるとき。

三 前払式特定取引に係る繰延費用を過大に計上しているときその他経理処理が健全なとき。

四 基準日において前受金保全措置により前払式特定取引の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができるものと定めたとき。

五 募集員その他従業員に対する指導監督が十分でないとき。

六 前払式特定取引の業務の委託先（委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）又は代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。

七 購入者等に対して、前払式特定取引の契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。

八 購入者等に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している前払式特定取引の契約を消滅させて新たな前払式特定取引の契約の申込みをさせ、又は新たな前払式特定取引の契約の申込みをさせて既に成立している前払式特定取引の契約を消滅させる行為を行つたとき。

九 前払式特定取引の契約を締結させ、又は前払式特定取引の契約の解除を妨げるため、購入者等を威迫したとき。

十 購入者等からの前払式特定取引の業務に関する取得した購入者等に関する情報の適切な取扱い及び購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。

十一 前払式特定取引の契約の解除の申出を拒否し、又は不当に遅延させたとき。

十二 前払式特定取引契約款に記載されている義務を履行しないとき、又は履行できなくなるおそれがあるとき。

十三 前払式特定取引契約款の内容が前条の基準に適合しないとき。

十四 前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式特定取引に係る繰延費用は、計算日における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

（準用規定）

第一百五十五条 第十四条から第二十一条まで及び第二十三条から第二十六までの規定は、前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第十四条中「法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含む。）」あるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する法第十六条第二項」と、第十五条及び第十六条第一項中「法第十七条第二項（法第八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）」あるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第二十二条第二項」と、第十七条中「法第十八条の四第一項及び第二十二条第二項」とあるのは

二 指定申請書提出日前一月以内の一定日の現在において様式第一により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した指定申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに指定申請書提出日の直前二事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、直前四事業年度）の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）。

三 役員の履歴書

四 法第三十五条の五第五号から第七号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の四第四項の経済産業省令で定用する。
(第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者)

（第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害に準用する。）

二において準用する法第二十条の二第二項」と、第二十四条中「法第二十条の四第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の四第二項」と、第二十五条中「法第二十四条（法第二十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第二十六条において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 指定受託機關

号」であるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第八号」と同項第二号中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」と「前払式割賦販売契約款」とあるのは「前払式特定取引契約款」と、第二十一条第一項及び第三項中「法第十九条の二」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条の二」と、同条第三項第三号中「商品名」とあるのは「契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同項第四号中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第二十三条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第二項」と、第二十四条规定中「法第二十条の四第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の四第二項」と、第二十五条中「法第二十四条（法第二十六条において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十五条の三の六十二並びに同条において準用する法第十六条において準用する法第二十四条」と、第二十六条中「法第二十六条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

〔法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の四第一項及び第二十二条第一項〕と、第十八条第一項中「法第十八条の五第三項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の五第三項」と、同条第二項中「法第十八条の五第五項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の五第五項」と、第十九条第一項及び第二項中「法第十八条の六第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十八条の六第二項」と、同条第二項第一号中「第十二条第二項第四号」とあるのは「第一百二十二条第二項第四号」と、第二十条第一項中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同条第二項中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」と、同条第三項中「法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第四項において準用する法第十二条第二項」と、同条第一項中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同号文中

二 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第百二十六条第二項第四号に掲げる書面（法第三十五条の五第七号に係るものに限る。）

（廃止の届出）

第一百三十一条 法第三十五条の七第一項の規定による届出は、様式第二十四による届出書を提出してしなければならない。

（事業計画書等の提出）

第一百三十二条 法第三十五条の八第一項の事業計画書には、主要な委託者別受託事業計画、収支計画及び資金計画を記載しなければならない。

2 法第三十五条の八第二項の規定による届出は、様式第二十五による届出書を提出してしなければならない。

3 法第三十五条の八第三項の規定による事業報告書は、様式第二十六によるものとする。

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第一百三十二条 法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故（以下「漏えい等の事故」という。）の発生を防止するため必要なかつ適切な措置を講ずること。

二 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行うこと。

三 クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するため必要な措置を講ずること。

四 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のため必要な措置を講ずること。

五 クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。（大量のクレジットカード番号等を取り扱う者）

第一百三十二条の二 法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供（当該立替払取次業者以外（クレジットカード番号等取扱業者への提供を含む。））することを業とする者とする。

第一百三十三条 法第三十五条の十六第三項の経済産業省令で定める基準は、次項から第六項までに定めるところによる。

2 クレジットカード番号等取扱業者は、あらかじめクレジットカード番号等取扱受託業者に、次に掲げる措置を講じさせるために必要な措置を講じなければならない。

一 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対して連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。

二 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対する指導を通じて連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。

三 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知することについて指導しなければならない。

4 クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の事故を発生させたクレジットカード番号等取扱受託業者又はそのおそれがあるクレジットカード番号等取扱受託業者に対し、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。

5 クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の事故を発生させたクレジットカード番号等取扱受託業者又はそのおそれがあるクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知することについて指導しなければならない。

6 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者においてクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、クレジットカード番号等取扱受託業者に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

第二節 クレジットカード番号等取扱契約

（登録の申請）

第一百三十三条の二 法第三十五条の十七の三第一項の申請書は、様式第二十六の一によるものとする。

2 法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 役員の履歴書

二 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

三 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する社内規則等（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつてクレジ

ツトカード番号等取扱契約締結事業者が作成するものをいう。次条において同じ。）

四 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する組織団体

五 第三十五条の十七の五第一項第三号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

六 第三十五条の十七の五第一項第三号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

七 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

八 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

九 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

十 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

十一 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

十二 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

十三 第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録

（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知すること。

三 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置

四 前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理のため必要な措置

五 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に対する指導を通じて連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。

六 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知することについて指導しなければならない。

七 クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の事故を発生させたクレジットカード番号等取扱受託業者又はそのおそれがあるクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。

八 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者においてクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、クレジットカード番号等取扱受託業者に対する指導その他必要な措置を講じなければならない。

九 第二節 クレジットカード番号等取扱契約

（登録の申請）

第一百三十三条の二 法第三十五条の十七の三第一項の申請書は、様式第二十六の一によるものとする。

2 法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 役員の履歴書

（当該業務又は当該調査の委託を受けた者（以下この号において「受託者」という。）における当該業務又は当該調査の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等による当該業務又は当該調査を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置）

二 当該業務又は当該調査の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等による当該業務又は当該調査を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

り、受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善せざる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行いうための措置

ハ 受託者が当該業務又は当該調査を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該業務又は当該調査を速やかに委託する等、当該業務又は当該調査に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止するための措置

ニ 受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行していない場合であつて当該業務又は当該調査に係るクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な事項

三 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するため必要がある場合には、当該業務又は当該調査の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

二 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査の適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

三 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するため必要な体制

2 前項第二号の社内規則等はクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

(変更の届出)

第一百三十三条の四 法第三十五条の十七の六第一項の届出は、様式第二十六条の三による届出書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 その変更に係る事項を証する書類

二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び百三十三條の二第二項第五号に掲げる書面(法第三十五条の十七の五第一項第五号に係るものに限る)。

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

第一百三十三条の五 法第三十五条の十七の八第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者若しくは役務提供事業者(以下「加盟店」という。)又はクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者若しくはクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者(以下「加盟店」という。)に関する基本的な事項

二 加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利若しくは提供しようとする役務又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする役務の種類を示すもの

三 加盟申込店が講じようとして又は加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の三の七各号のいづれかに該当する行為が講じようとして又は加盟店が講じようとして又は加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置に関する事項

四 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関する事項

五 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関する事項

六 加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況

七 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関する前号に掲げる行為(第四号に該当する行為を除く。)をすることを防止するために必要な体制及び当該加盟店又は当該加盟店

によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適かつ迅速に処理するため必要な体制の整備の状況に関する事項

八 前各号に掲げる事項のほか、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な事項

九 第百三十三条の六 法第三十五条の十七の八第一項の規定により前条各号に定める事項の調査については、次項から第九項までに定めるところによる。ただし、前条第六号及び第七号に定める事項の調査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

一 次項及び第三項に基づく調査の結果その他の事情からみて、加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度が低いと認められる場合 第七項及び第八項に基づく調査を省略し又は第七項及び第八項に定める調査手法のうち、より簡易な方法による調査によること。

二 先進的な技術又は手法を用いた調査により、加盟店がクレジットカード等購入あつせん等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について、第七項の調査と同様に調査をもつて第七項に基づく調査に代えることができる。

三 前条第一号に定める事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 加盟申込店が行う取引の種類

二 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)

三 前条第二号に定める事項については、加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする役務の種類を示すものについて調査しなければならない。

四 前条第三号に定める事項については、加盟店が講じようとする法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。

五 前条第四号に定める事項については、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことの有無及びその内容その他の事項について、加盟店からの申告又は利用者若しくは購入者等から申告を受けた苦情の確認その他の適切な方法により調査しなければならない。

六 前条第五号に定める事項については、前項の調査の結果、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による処分を受けたことその他法第三十五条の三の七各号のいづれかに該当する行為があつたことが明らかである場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

七 前条第六号に定める事項については、加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申告を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。

八 前条第七号に定める事項については、前項の調査の結果、加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける苦情の発生状況及び加盟店以外の加盟店(以下この項において「他の加盟店」という。)によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟店が当該他の加盟店に比し、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

九 前条第八号に定める事項については、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

第三百三十三条の七 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第三百三十三条の五第三号、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第四項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、当該調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方針により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に係る取引状況等を常時監視することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。

2 第三百三十三条の五第三号に定める事項については、加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三百三十二条各号、第三百三十三条第二項から第六項まで又は第三百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。

3 第三百三十三条の五第六号に定める事項については、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況に鑑み、適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該苦情の発生状況に応じた方法をいう。

4 第三百三十三条の五第八号に定める事項は、加盟店における漏えい等の事故及び利用者又は購入者等によるクレジットカード番号等の不正な利用（以下「不正利用」という。）の発生状況に関する事項を含むものでなければならず、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している情報に鑑み、当該加盟店における漏えい等の事故又は不正利用が発生する危険性の程度に応じた適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該危険性の程度に応じた方法をいう。

第五百三十三条の八 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第三百三十三条の五第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

二 利用者から申出を受けた苦情（クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により知つた事項からみて、第三百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつた場合これららの事項のうち変更があつた事項

次に掲げる事項

イ 第三百三十三条の五第四号に定める事項

ロ 第三百三十三条の五第五号に定める事項

ハ 第三百三十三条の五第七号に定める事項（クレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項に限る。）

三 利用者又は購入者等から申出を受けた苦情（クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。）の内容の調査その他の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合

次に掲げる事項

イ 第三百三十三条の五第四号に定める事項

ロ 第三百三十三条の五第五号に定める事項（クレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項に限る。）

三 利用者又は購入者等から申出を受けた苦情（苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号において同じ。）の発生状況及び当該加盟店以外の加盟店（以下この号において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟店が他の加盟店に比し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合

イ 当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の内容

四 口 第百三十三条の五第七号に定める事項

五 加盟店からの連絡その他の方法により知つた事項からみて、当該加盟店による漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合 次に掲げる事項

イ 当該事故に関し、当該加盟店が行つた第百三十二条第二号の規定による調査の結果

ロ 次条第一号及び第二号に掲げる措置を適切に講ずるために必要な事項

六 クレジットカード等購入あつせん業者からの連絡その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店における不正利用の発生状況その他の事情からみて、当該加盟店による不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合 次に掲げる事項

イ 当該不正利用の内容

ロ 当該加盟店が当該不正利用の防止を図るために講ずる第百三十三条の十四第一号の規定による措置の実施状況

ハ 次条第一号及び第三号に掲げる措置を適切に講ずるために必要な事項

前各号に掲げるもののほか、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合 次条第一号から第三号までに掲げるいずれかの措置を適切に講ずるために必要な事項

イ 当該不正利用の内容

ロ 約締事業者は次に掲げる措置を講じなければならない。

一 加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるとときは、合理的な期間内に当該基準に適合した措置を講じるよう指導すること。

二 加盟店において、漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。

三 加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。

四 加盟店が前三号の指導に従わないときは又は加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合することが見込まれないときは当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約を解除すること。

五 第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を受けたときであつて、前条第二号又は第三号に該当するためこれらの号の規定による調査を行つたときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あつせん業者に提供すること。

六 第百三十三条の十 法第三十五条の十七の人第五項の規定により、同条第一項の規定による調査として、第百三十三条の五各号に掲げる事項の調査を行い、クレジットカード番号等取扱契約を締結したときは、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、第百三十三条の五各号に掲げる事項ごとに当該調査の後最初に行つ法第三十五条の十七の人第三項の規定による調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときには、当該終了の日から五年間）、第三号に掲げる事項にあつては、当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了した日から五年間保存しなければならない。

一 調査年月日

二 当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、当該資料を含む。次項において同じ。）

三 当該調査に係る加盟店とクレジットカード番号等取扱契約を締結した年月日

業者、登録少額借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は登録個別信用購入あつせん業者はこれらに代わる書面並びに事業報告書	登録個別信用購入あつせん業者又は、主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長は、前項の規定による指定を受けた者の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。	登録個別信用購入あつせん業者にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長は、前項の規定による指定を受けた者の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
三 指定受託機関（事業年度が六月以下のもの）	三 指定受託機関（事業年度が六月以下のもの）	三 指定受託機関（事業年度が六月以下のもの）
四 指定受託機関	四 指定受託機関	四 指定受託機関
五 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	五 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	五 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
六 認定割賦販売協会	六 認定割賦販売協会	六 認定割賦販売協会
（身分を示す証明書）	（身分を示す証明書）	（身分を示す証明書）
第一百三十七条 法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。（意見の聴取）	第一百三十七条 法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。（意見の聴取）	第一百三十七条 法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。（意見の聴取）
法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。経済産業大臣又は経済産業局長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を異議申立人又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。	法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。経済産業大臣又は経済産業局長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を異議申立人又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。	法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。経済産業大臣又は経済産業局長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を異議申立人又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならない。
二 一 事案の表示	二 一 事案の表示	二 一 事案の表示
二 意見聴取会の期日及び場所	二 意見聴取会の期日及び場所	二 意見聴取会の期日及び場所
三 議長の職名及び氏名	三 議長の職名及び氏名	三 議長の職名及び氏名
四 出席した異議申立人若しくは審査請求人、参加人又はこれらの代理人の氏名及び住所	四 出席した異議申立人若しくは審査請求人、参加人又はこれらの代理人の氏名及び住所	四 出席した第四項の規定による指定を受けた者又はその代理人の氏名及び住所
五 その他の出席者の氏名	五 その他の出席者の氏名	五 その他の出席者の氏名
六 弁論及び陳述又はそれらの要旨	六 弁論及び陳述又はそれらの要旨	六 弁論及び陳述又はそれらの要旨
七 提示された証拠の内容	七 提示された証拠の内容	七 提示された証拠の内容
八 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項	八 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項	八 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項
九 异議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は前項に規定する調書を閲覧することができる。参加人、第四項の規定による指定を受けた者その他書面をもつて当該事案について利害関係があることを疎明した者及びその代理人も 同様とする。	九 异議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は前項に規定する調書を閲覧することができる。参加人、第四項の規定による指定を受けた者その他書面をもつて当該事案について利害関係があることを疎明した者及びその代理人も 同様とする。	九 异議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は前項に規定する調書を閲覧することができる。参加人、第四項の規定による指定を受けた者その他書面をもつて当該事案について利害関係があることを疎明した者及びその代理人も 同様とする。
（聴聞）	（聴聞）	（聴聞）
第一百三十九条 行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。	第一百三十九条 行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。	第一百三十九条 行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに行わなければならない。
（書類の経由等）	（書類の経由等）	（書類の経由等）
第一百四十条 次の申請、届出及び報告は、その申請者、届出者又は報告者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。ただし、当該申請、届出及び報告を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。	第一百四十条 次の申請、届出及び報告は、その申請者、届出者又は報告者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。ただし、当該申請、届出及び報告を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。	第一百四十条 次の申請、届出及び報告は、その申請者、届出者又は報告者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。
一 法第十二条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の許可の申請	一 法第十二条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の許可の申請	一 法第十二条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の許可の申請
二 法第十八条の六第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の承継	二 法第十八条の六第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の承継	二 法第十八条の六第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の承継
三 法第十九条第一項及び第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の変更の届出	三 法第十九条第一項及び第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の変更の届出	三 法第十九条第一項及び第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の変更の届出
四 法第二十六条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の廃止の届出	四 法第二十六条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の廃止の届出	四 法第二十六条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の廃止の届出
五百四十二条 令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。	五百四十二条 令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。	五百四十二条 令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法	一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法	一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

二にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているもの除去又は皮膚の活性化光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
 三皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減薬剤の使用又は糸の挿入による方法
 四脂肪の減少光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
 五歯牙の漂白歯牙の漂白剤の塗布による方法

附則

この省令は、法の施行の日（昭和三十六年十二月一日）から施行する。

附則（昭和四三年八月一〇日通商産業省令第九五号）

この省令は、昭和四十三年八月二十五日から施行する。

割賦販売審議会規則（昭和三十六年通商産業省令第五十一号）

この省令は、昭和四十三年八月二十五日から施行する。

附則（昭和四七年一二月一四日通商産業省令第一三七号）

この省令は、昭和四十八年三月十五日から施行する。ただし、割賦販売法施行規則目次の改正規定（第二章の一に係る部分に限る）および同規則第十五条の次に一章を加える改正規定は、昭和四十七年十一月十五日から施行する。

割賦販売法（昭和四十七年法律第七十二号）附則第七条第一項の規定により改正後の割賦販売法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者（その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む）について、改正後の割賦販売法施行規則第十二条の八第二項中「百分の八十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間について、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十八年三月十五日から昭和四十九年三月三十一日まで	百分の四十
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	百分の五十
昭和五十年四月一日から昭和五一年三月三十一日まで	百分の六十
昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十一日まで	百分の七十

附則（昭和四八年七月二五日通商産業省令第六七号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年二月二二日通商産業省令第一六号）

この省令は、昭和四十九年三月十五日から施行する。

附則（昭和五一年一〇月五日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年二月二七日通商産業省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。改正前の第二十四条第二項及び第五項の規定により昭和五四年一月三十一日において作成することとされている報告書及び同条第三項の規定による同年一月の報告書の提出については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年四月一三日通商産業省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年六月一六日通商産業省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年一一月一七日通商産業省令第八二号）

この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月二八日通商産業省令第一三号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1	この省令の施行前に改正前の割賦販売法施行規則第八条第一項（第十二条の九において準用する場合を含む）の承認を受けたものについては、改正後の割賦販売法施行規則第八条第一項（第十二条の九において準用する場合を含む）の届出がなされたものとみなす。
2	この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附則（平成二年一一月一四日通商産業省令第六六号）

この省令は、平成二年一月一四日から施行する。

この省令は、平成三年三月三十一日から施行する。
附則（平成三年一二月二二日通商産業省令第七七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成四年三月三〇日通商産業省令第一四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成六年五月二七日通商産業省令第四七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成七年四月五日通商産業省令第三四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄
 （施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（平成一一年一〇月二二日通商産業省令第九五号）

この省令は、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の施行の日（平成十一年十月二十二日）から施行する。

附則（平成一二年三月二一日通商産業省令第二七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、様式第七及び様式第二十一の改正規定は、公布の日から施行する。

第一条 附則（平成一二年三月三一日通商産業省令第五九号）

（施行期日）

この省令の施行前に和議法（大正十一年法律第七十二号）による和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、なお従前の例による。
附則（平成一二年八月一四日 平成一三年経済産業省令第三二号）抄
 第二条 附則（平成一二年八月一四日 平成一三年経済産業省令第三二号）抄

（施行期日）

この中央省庁等改革推進本部令（次項及び第三項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

1 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための経済産業省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年経済産業省令第三号）となるものとする。
附則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第一六〇号）
 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（経過措置）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附則（平成一三年三月二一日経済産業省令第一四号）
 （施行期日）

この省令の施行の際現に割賦販売法第三十五条の三の二の許可を受けている者については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の割賦販売法施行規則第十四条の三第三項第六号の規定は、適用しない。

2 この省令の施行の際現に割賦販売法第三十五条の三の二の許可を受けている者については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の割賦販売法施行規則第十四条の三第三項第六号の規定は、適用しない。

3 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

4 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月七日経済産業省令第二九号)

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日経済産業省令第六六号)

(施行期日) この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月六日経済産業省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年二月三日経済産業省令第九号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日 (平成十五年二月三日) から施行する。

附 則 (平成一五年三月七日経済産業省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二号中「会社更生法（昭和二十七年法律第二百七十二号）」を「会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）」に改める改正規定については、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日経済産業省令第三〇号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三二日経済産業省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月十一日経済産業省令第一二一号)

この省令は、平成十六年十一月十一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一四日経済産業省令第一二二号)

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日 (平成十七年三月七日) から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日経済産業省令第四六六号)

この省令は、平成十七年三月三〇日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日経済産業省令第三九号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日経済産業省令第六三号)

この省令は、平成十八年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業省令第六六号)

この省令は、平成十八年四月二八日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号)

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十九年九月三十日) から施行する。

附 則 (平成二一年六月二六日経済産業省令第三七号) 抄
(施行期日) 第二条 この省令の施行の際既に第一条の規定による改正後の割賦販売法施行規則 (以下「新省令」という。) 第四十条第二項第二号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意又は同条第三項第二号に掲げる者に相当する者及び同号に規定する親族に相当する者から得ている預貯金を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該親族に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第二項の規定により同項第二号に掲げる者及び同号に規定する親族の年収を合算して算定することにつき当該親族から得た同意又は同条第三項の規定により同項第二号に掲げる者及び同号に規定する親族の預貯金を合算して算定することにつき当該親族から得た同意とみなす。

第三条 この省令の施行の際に新省令第四十条第二項第三号に掲げる者に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者の年収を合算して算定することにつき同項の規定の例により当該配偶者に相当する者から得ている同意又は同条第三項第三号に掲げる者に相当する者及び当該者の配偶者に相当する者から得ている同意は、それぞれ同条第二項の規定により同項第三号に掲げる者及び当該者の配偶者との年収を合算して算定することにつき当該配偶者から得た同意又は同条第三項の規定により同項第三号に掲げる者及び当該配偶者に相当する者から得た同意とみなす。

第四条 この省令の施行の際に新省令第四十条第二項第三号に掲げる者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異議を述べなかつたときは、改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法 (以下「新法」という。) 第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の一の承諾 (新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項 (改正法第三条の規定による改正前の割賦販売法 (以下「旧法」という。) 第三十条の二第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を除く。) により提供する旨

二 前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べべき旨
2 前項第一号の期間は、一月を下つてはならない。
第五条 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異議を述べなかつたときは、新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項 (旧法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。) に係るものに読み替えて準用する新法第四条の一の承諾 (新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項 (旧法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。) に係るものがあつたものとみなす。) があつたものとみなす。

一 新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第三十条の二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）を電磁的方法により提供する旨

二 前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

第六条 改正法の施行の日から起算して六月間は、新省令第百四十四条第一項中「登録個別信用購入あつせん業者をいう。」とあるのは、「登録個別信用購入あつせん業者及び法第三十五条の三の二十 四第一項の申請書を提出した個別信用購入あつせん業者（法第三十五条の三の二十四第一項の登録又は登録の拒否の処分を受けた個別信用購入あつせん業者を除く。）をいう。」と読み替えるものとする。

第七条 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者は、当該包括信用購入あつせん業者又は当該個別信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が新法第三十五条の三の五十六第一項の規定にかかるらず、当該特定信用情報提供等業務を行なう者に対する新省令第百八条第一項第五号から第七号まで並びに同条第二項第二号ニ及びホに掲げる事項の提供を行なうことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あつせん業者は、当該事項を得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供し得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入個別信用購入あつせん業者は、当該事項を得なければならぬ。

第八条 包括信用購入あつせん業者は、当該包括信用購入あつせん業者又は役務の提供を受ける者が同項の指定を受けた時にカード等を交付し又は付与している購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約を当該特定信用情報提供等業務を行なう者が、新法第三十五条の三の五十六第二項の規定にかかるらず、加入された時以後に締結した場合には、新省令第一百八十八条第一項第五号から第七号までに掲げる事項の提供を得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第九条 新省令第一百八十八条第二項第一号イ及び第二号イの規定は、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額を加入指定信用情報機関に提供しない加入包括信用購入あつせん業者及び加入個人業者が当該購入者等から同意を得ようとする包括信用購入あつせん関係受領契約が次に掲げる規定の施行の日までの間は、適用しない。

第十条 新法第三十五条の三の五十七第二項の規定は、加入包括信用購入あつせん業者が新省令第一百九条第二項の規定により新法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ようとする場合であつて、当該加入包括信用購入あつせん業者が当該購入者等から同意を得ようとする加入包括信用購入あつせん業者がカード等を交付し又は付与している当該購入者等を相手方とするものである場合は、適用しない。

第十一条 この省令の施行の前に新省令第一百三十三条第一項の規定により講じた措置は、同項の規定により講じた措置とみなす。

附 则（平成二二年八月三一日経済産業省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 则（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二七号）

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年七月六日経済産業省令第五〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。ただし、本則中第百八十八条第一項の改正規定（同項第六号の改正規定中「運転免許証の番号」を「運転免許証等（運転免許証又は運転経歴証明書をいう。以下この号において同じ。）の番号」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に、「当該運転免許証」を「当該運転免許証等」に改める部分及び同項第七号の改正規定中「又は外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者証明書」に改める部分を除く。）は、平成二十五年四月一日から施行する。

（運転経歴証明書に関する経過措置）

第二条 平成二十四年四月一日前に交付された運転経歴証明書に対するこの省令による改正後の割賦販売法施行規則（以下「新規則」という。）第一百八十八条第一項第六号の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条 新規則第一百八十八条第一項第七号の適用については、中長期在留者が所持する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則（平成二八年八月一日経済産業省令第八八号）

（この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。）

附 則（平成二九年一月一日内閣府・経済産業省令第二号）

（施行期日）

第一条 この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号）の施行の日から施行する。ただし、第百四十二条の改正規定については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二九年一月三〇日経済産業省令第六八号）

（経過措置）

2 この命令による改正後の割賦販売法施行規則第一百三十六条表第一項及び様式第二十八の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る提出書類から適用し、同日前に終了する事業年度に係る提出書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年一月三〇日経済産業省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二表の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月一一日経済産業省令第三六号）

（この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。）

附 則（令和元年九月一一日経済産業省令第一七号）

（この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。）

附 則（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

（この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。）

附 則（令和二年三月三一日内閣府・経済産業省令第二号）

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年一〇月一一日経済産業省令第八号）

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和二年一一月一六日内閣府・経済産業省令第六号）

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

（第一条）この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（第二条）この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月一日経済産業省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日。次条において「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和三年七月一九日経済産業省令第六一号）

（この省令は、令和三年七月十九日から施行する。）

附 則（令和四年三月三一日経済産業省令第三六号）

（この省令は、令和四年四月一日から施行する。）

附 則（令和五年一二月二〇日内閣府・経済産業省令第六号）

（施行期日）

（第一条）この省令は、令和五年十二月二十五日から施行する。

（第二条）この命令による改正前の割賦販売法施行規則第百三十七条の規定により交付された様式第三十二の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

別表第一

（第一次の算式により算定すること。）

$$R = \frac{F}{\sum_{i=1}^n U_i \cdot T_i}$$

（イ）この式において、R、F、n及びT_iは、それぞれ次の値を表すものとする。

R

割賦手数料

（ローン提携販売にあつては、融資手数料、包括信用購入あつせん又は個別

信用購入あつせんにあつては、支払分。以下同じ。）の料率

F 割賦手数料の総額
n 支払回数（ローン提携販売にあつては、返済回数）

T_i 前回の賦払金（ローン提携販売にあつては、分割返済金、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんにあつては、支払分。以下同じ。）の支払日から当該賦払金の支払

人一欄	上	別表第二	中欄	下欄
利用者又は購入者等又はその配偶者が自己の居住の用に供する建物（当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は購入者等が主として居住の用に供する一の建物に限る。以下この表において「住宅」という。）を所有し、かつ、当該住				日の前日までの期間又は契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間（年を単位として表すものとする。）。ただし、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間については、当該期間が二月末満の場合は、十二分の一年とすることができる。

市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市及び岩手郡滝沢村、宮城県のうち石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、柴郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町及び黒川郡富谷町、秋田県のうち能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市及び大仙市、山形県のうち米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市、福島県のうち会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市及び南相馬市、茨城県のうち石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村及び北相馬郡利根町、栃木県のうち栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町、群馬県のうち伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吾妻郡草津町、利根郡みなかみ町及び邑楽郡大泉町、埼玉県のうち行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡伊奈町、入間郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡嵐山町、同郡大里町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村、同郡白岡町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷺宮町、同郡杉戸町及び同郡松伏町、千葉県のうち銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市及び印旛郡酒々井町、のうち西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村、同郡舟橋村、同郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町及び同郡朝日町、石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び同郡内灘町、福井県のうち敦賀市、小浜市、南魚沼郡湯沢町及び刈羽郡刈羽村、富山県のうち魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、同郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町及び同郡市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、能美郡北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び同郡内灘町、福井県のうち敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、南条郡南越前町及び丹生郡越前町、山梨県のうち富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市及び中巨摩郡昭和町、長野県のうち飯田市、柏崎市、新発田市、小千谷市、伊那市、能美郡北町、静岡県のうち富士宮市、島田市、磐田市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、木曾郡木曽町、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、富士郡芝川町及び浜名郡新居町、愛知県のうち半田市、津島市、碧南市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、西市、弥富市、愛知郡東郷町、同郡長久手町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、同郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幸田町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び宝飯郡小坂井町、三重県のうち伊勢市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、龜山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、桑名市、郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、滋賀県のうち彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市及び東近江市、京都府のうち福知山市、同郡宇治田原町及
三木市、小野市、三田市、加西市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町及び揖保郡太子町、奈良県のうち大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市

市、宇陀市、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町及び同郡下市町 和歌山県のうち海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、日高郡美浜町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町及び同郡串本町、鳥取県のうち米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村 島根県のうち浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、八束郡東出雲町及び隠岐郡隠岐の島町 岡山県のうち津山市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町 広島県のうち竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡熊野町 山口県のうち萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び同郡平生町 徳島県のうち鳴門市、小松島市及び阿南市、香川県のうち丸龜市、坂出市、善通寺市、観音寺市、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、仲多度郡琴平町及び同郡多度津町 愛媛県のうち今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市 福岡県のうち柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、朝倉市及び嘉麻市 佐賀県のうち唐津市及び鳥栖市 長崎県のうち諫早市、大村市、西彼杵郡長与町及び同郡時津町 大分県のうち中津市、宮崎県のうち都城市及び延岡市 鹿児島県のうち鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、伊佐市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、霧島市、南さつま市、奄美市、始良郡加治木町及び同郡姶良町 沖縄県のうち宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市及び宮古島市

のうち潟上市、北秋田市、仙北市、にかほ市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、同郡三種町、同郡八峰町、南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、同郡井川町、同郡大潟村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町及び同郡東成瀬村、山形県のうち東村山郡山辺町、同郡中山町、西山村、郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、同郡西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡三川町、同郡庄内町及び飽海郡遊佐町、福島県のうち田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡保原町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡柏葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯館村、茨城県のうち結城市、下妻市、北茨城市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、桜川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小市、鉢田市、常總市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、同郡久慈郡大町、稻敷郡阿見町、同郡河内町、結城郡千代町、猿島郡五霞町及び同郡境町、柄木県のうちさくら市、那須烏山市、上都賀郡西方町、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、下都賀郡野木町、同郡大平町、同郡藤岡町、同郡岩舟町、同郡都賀町、塩谷郡塩谷町、同郡高根沢町、那須郡那須町及び同郡那珂川町、群馬県のうちみどり市、北群馬郡榛東村、埼玉県のうち比企郡滑川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、同郡大網白里町、同郡皆野町、同郡長瀬町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町及び南埼玉郡菖蒲町、千葉県のうち八街市、印西市、富里市、いすみ市、南房総市、山武市、印旛郡印旛村、同郡本埜村、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町、同郡大網白里町、同郡九里町、同郡芝山町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡大里郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡宍戸水町及び同郡能登町、長野県のうち南佐久郡小海町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町及び安房郡鋸南町、新潟県のうち阿賀野市、南魚沼市、胎内市、北蒲原郡龍崎町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、北魚沼郡川口町、中魚沼郡津南町、岩船郡関川村及び同郡栗島浦村、石川県のうち羽咋郡志賀町、同郡南部町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町、北都留郡小菅村及び同郡丹波山村、長野県のうち南佐久郡小海町、同郡上村、同郡南牧村、同郡南相木村、同郡北相木村、同郡佐久穂町、北佐久郡御代田町、同郡立科町、小県郡ス市、北杜市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡増穂町、同郡鰍沢町、同郡早川町、同郡身延町、青木村、同郡朝日村、諏訪郡原村、上伊那郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡荒木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曾郡上松町、同郡南木曽町、同郡木祖村、同郡王滝村、同郡大桑村、東筑摩郡麻績村、同郡生坂村、同郡山形村、同郡朝日村、同郡筑北村、北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、同郡小谷村、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、同郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信州新町、同郡信濃町、同郡小川村、同郡中条村、同郡飯綱町及び下水内郡栄村、岐阜県のうち山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡閔ケ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、加茂郡坂祝町、同郡

郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可兒郡御嵩町、及び大野郡白川村、静岡県のうち御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、榛原郡吉田町、同郡川根本町及び周智郡森町、愛知県のうち北設楽郡豊根村、三重県のうちいなべ市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町、滋賀県のうち高島市、米原市、蒲生郡安土町、同郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡木之本町、同郡余呉町及び同郡西浅井町、京都府のうち京丹後市、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡南山城村、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町及び同郡与謝野町、兵庫県のうち篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町、同郡福崎町、同郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び同郡新温泉町、奈良県のうち山辺郡山添村、宇陀郡曾爾村、同郡御杖村、吉野郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村及び同郡東吉野村、和歌山県のうち紀の川市、伊都郡かづらぎ町、同郡九度山町、有田郡広川町、同郡有田川町、日高郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡古座川町及び同郡北山村、鳥取県のうち岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、同郡智頭町、同郡八頭町、東伯郡三朝町、同郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町、西伯郡大山町、同郡南部町、同郡伯耆町、日野郡日南町、同郡日野町及び同郡江府町、島根県のうち山県郡安芸太田町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町及び三好郡東みよし町、飯石郡飯南町、簸川郡斐川町、邑智郡川本町、同郡美郷町、同郡南島町、鹿足郡津和野町、熊毛郡上関町、阿武郡阿武町及び同郡阿東町、徳島県のうち吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡新庄村、苦田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四十町、幡多郡大月町、同郡三原村及び同郡黒潮町、佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山村、伊予市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町及び南宇和郡愛南町、高知県のうち室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡東峰村、糸島郡二丈町、同郡志摩町、三井郡大刀洗町、三瀬郡大木町、八女郡黒木川村、同郡立花町、同郡広川町、同郡矢部村、同郡星野村、田川郡香春町、同郡添田町、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡赤村、同郡福智町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、同郡毛町及び同郡築上町、佐賀県のうち多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、同郡上峰町、同郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡、阿蘇市、合志市、天草市、下益城郡城南町、同郡美里町、玉名郡玉東町、同郡南関町、同郡長洲町、同郡和水町、鹿本郡植木町、菊池郡大津町、同郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、同郡小国町

区 品	象 対
第一区及び第二区以外の市町村	町、同郡産山村、同郡高森町、同郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、球磨郡錦町、同郡あさぎり町、同郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村及び天草郡苓北町、大分県のうち日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、國東市、東國東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町及び同郡玖珠町、宮崎県のうち日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、宮崎郡清武町、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、同郡野尻町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町及び同郡五ヶ瀬町、鹿児島県のうち曾於市、志布志市、南九州市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡蒲生町、同郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡木城町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町及び同郡与論町、沖縄県のうち豊見城市、南城市、国頭郡国頭村、同郡大宜味村、同郡東村、同郡今帰仁村、同郡本部町、同郡恩納村、同郡宜野座村、同郡金武町、同郡伊江村、中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北谷町、同郡北中城村、同郡中城村、同郡原町、島尻郡与那原町、同郡南風原町、同郡久米島町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡栗園村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町

様式第1 (第12条関係) (平18年6月30・全般、平18年6月30・平21年6月30・令元6月30)・令
2年6月30・一部改訂)

前払式割賦販売業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

前払式割賦販売業の許可を受けたいので、割賦販売法第12条第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 名称
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名
- 6 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類
(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録免許税領収書添付欄

様式第2 (第12条、第63条、第68条の9、第99条、第122条、第126条、第136条関係)

財産に関する調書

×許可登録番号
×提出年月日

住 所
名 称
代表者の氏名

(年 月 日現在)		目	帳簿価格	修正価格	備考
A	資産の部				
I	流動資産				
(1)	現 金				
(2)	預 金				
(3)	受取手形				
(4)	(貸倒引当金)				
(4)	売 挂 金				
(4)	(イ)割賦販売に係る売掛金				
(4)	(イ)貸倒引当金				
(4)	(ロ)前払式特定期取引に係る売掛金				
(4)	(ロ)貸倒引当金				
(4)	(ハ)包括信用購入あっせんのカード等に係る未収債権				
(4)	(貸倒引当金)				
(4)	(二)個別信用購入あっせんに係る未収債権				
(4)	(貸倒引当金)				
(4)	(ホ)その他の売掛金				
(4)	(貸倒引当金)				
(5)	有 価 票 券				
(6)	商 品				
(7)	製 品				
(8)	半 製 品				
(9)	原 材 料				
(10)	仕 挂 品				
(11)	貯 藏 品				
(12)	前 渡 金				
(13)	前 払 費 用				
(14)	短 期 貸 付 金				
(14)	(貸倒引当金)				
(15)	立 賃 金				
(16)	未 収 入 金				
(16)	(貸倒引当金)				
(17)	未 収 受 益				
(18)	前払式割賦販売に係る繰延費用(1年内)				
(19)	前払式特定期取引に係る繰延費用(1年内)				
(20)	その他の流動資産				
II	割賦販売法の規定により供託された営業保証金及び前受業務保証金				
(21)	現金による営業保証金及び前受業務保証金				

(22) 有価証券による當業保証金及び前受業務保証金			
III 固定資産			
1 有形固定資産			
(23) 建物	()		
(減価償却累計額)			
(24) 構築物	()		
(減価償却累計額)			
(25) 機械及び装置	()		
(減価償却累計額)			
(26) 車両その他の陸上運搬具	()		
(減価償却累計額)			
(27) 工具器具及び製品	()		
(減価償却累計額)			
(28) 土地	()		
(29) 建設仮勘定	()		
(30) その他の有形固定資産	()		
(減価償却累計額)			
2 無形固定資産	()		
(31) のれん	()		
(32) 借地権	()		
(33) 特許権	()		
(34) 商標権	()		
(35) 実用新案権	()		
(36) 意匠権	()		
(37) 電話加入権	()		
(38) その他の無形固定資産	()		
3 投資等	()		
(39) 投資有価証券	()		
(40) 出資金	()		
(41) 長期貸付金	()		
(貸倒引当金)	()		
(42) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年超)	()		
(43) 前払式特定取引に係る繰延費用(1年超)	()		
(44) その他の投資等	()		
IV 繼延資産			
(45) 創立費			
(46) 開業費			
(47) 株式交付費			
(48) 社債発行費			
(49) 開発費			
(50) その他の繰延資産			
B 負債の部			
I 流動負債			
(1) 支払手形			
(2) 貸借元金			
(イ) 包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務			
(ロ) その他の買掛金			
(3) 短期借入金			
(4) 未払金			
(5) 未払費用			

(6) 前受金			
(イ) 前払式割賦販売に係る会員前受金(1年以内)			
(ロ) 前払式特定取引に係る会員前受金(1年以内)			
(ハ) その他の前受金			
(7) 預り金			
(8) 前受収益			
(9) 未払法人税等			
(10) その他の流動負債			
II 固定負債			
(11) 仕掛債			
(12) 長期借入金			
(ア) 会員前受金	()		
(イ) 前払式割賦販売に係る会員前受金(1年超)			
(ロ) 前払式特定取引に係る会員前受金(1年超)			
(14) 退職給付引当金			
(15) その他の固定負債			
III 引当金			
(16) 勘定変動準備金			
(17) 海外市場開拓準備金			
(18) その他の引当金			
IV 未実現利益			
(19) 割賦販売に係る未実現利益			
(20) 前払式特定取引に係る未実現利益			
(21) 包括信用購入あっせんに係る未実現利益			
(22) 個別信用購入あっせんに係る未実現利益			
資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額			
(A-B)			
(参考) 純資産			
1 株主資本			
1 資本金			
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金			
(2) その他の資本剰余金			
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金			
(2) その他の利益剰余金			
4 自己株式			
II 評価・換算差額等			
1 その他の有価証券評価差額金			
2 繰延ヘッジ損益			
3 土地再評価差額金			
III 新株予約権			

(備考)
1 貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、「帳簿価額」の左欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を記載する前の帳簿価額及び貸倒引当金又は減価償却累計額の額を、「帳簿価額」の右欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を記載した後の帳簿価額を記載し、その他の資産及び負債及び資本については、「帳簿価額」の右欄に帳簿価額を記載すること。

2 「修正価額」の欄には、割賦販売施行令第6条ただし書の規定により帳簿価額以外の額による場合における同ただし書に規定する当該資産又は負債の額を記載すること。

3 「備考」の欄には、必要に応じ、資産及び負債について当該資産又は負債の内容及び評価方法を要約して記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 ×印の欄は、様式第1若しくは様式第22の許可申請書又は様式第14若しくは様式第16の登録申請書に添付する場合は、記載しないこと。

様式第3 (第12条、第122条、第126条関係) (昭49通産令137・全改、平6通産令47・平18
修正令8・平21通産令37・令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

收支に関する調書

許可番号
提出年月日

住所

名称

代表者の氏名

(自 年月日至 年月日) (単位 千円)

科 目	金 額	備 考
A 経常収益		
1 純 売 上 高	×××	
2 割賦未実現利益繰入又は戻入	×××	
3 前払式特定取引未実現利益繰入 又は戻入	×××	
4 営 業 外 収 益		
(1) 受 取 利 息	×××	
(2) 有 債 証 券 利 息	×××	
(3) 受 取 配 当 金	×××	
(4) そ の 他 の 営 業 外 収 益	×××	×××
B 経常費用		
1 売 上 原価	×××	
2 販売費及び一般管理費	×××	
3 営 業 外 費 用		
(1) 支 払 利 息 及 び 割 引 料	×××	
(2) そ の 他 の 営 業 外 費 用	×××	×××
経常収支率 ($\frac{A}{B} \times 100$)	×××	

(注) 前払式割賦販売又は前払式特定取引による繰延費用当期増加額 ××千

円同当期減少額 ××千円である。

(備考)

- 1 経常収益及び経常費用の計算には、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、これを除外すること。
- 2 割賦販売又は前払式特定取引に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している場合には、その当期増加額は、割賦未実現利益繰入又は前払式特定取引未実現利益繰入としてこれを経常収益から控除し、当期減少額は、割賦未実現利益戻入又は前払式特定取引未実現利益戻入としてこれを経常収益に加えて計算すること。
- 3 前払式割賦販売又は前払式特定取引による繰延費用を貸借対照表の資産の部に計上している場合には、その繰延費用の当期増加額及び当期減少額をそれぞれ区分して、注記欄に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4(第14条関係) (昭47通産令137・全改、昭59通産令82・平6通産令47・平12通産令200

・平21通産令37・平28内府経産令2・令元経産令17・令2経産令28・一部改正)

營業保証金供託届出書

年月日

經濟産業大臣殿

許可(登録)番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦版宪法第16条第2項(第18条第2項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)、第22条第3項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)及び第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により供託をしたので、供託書の写しを添えて届け出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5(第17条関係) (平15通産令1・全改、平15通産令17・一部改正、平21通産令37・旧様式第4の2様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

前受金保全措置届出書

年月日

經濟産業大臣殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦版宪法第18条の4第1項又は第22条第2項(これらの各規定を第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、供託書(供託書及び供託委託契約書)の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 基準日 年月日

2 基準日において供託している営業保証金の額 ① 円

3 基準日における前受金の額 ② 円

4 基準額 (①×1/2-②) ③ 円

5 前受金保全措置の内容

(1) 供託所名

(2) 前受業務保証金の供託

イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		(計)④ 円

ロ 有価証券の供託

供託年月日	証券名	回記号	番号	枚数	券面額	券面額合計	割合	供託金額
					円	円	円	円

(計)⑤ 円

ハ 据替国債の供託					
供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託価額
			円		円
			(計) 円		(計)○ 円

(2) 前受業務保証金供託委託契約の締結

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
			(計)○ 円

6 前受金保全措置を講じた額	○+○+○	○	円
----------------	-------	---	---

(備考)

1 「割合」の欄には、割賦販売法施行規則第16条第1項第1号又は第2号(第125条において準用する場合を含む。)に規定する割合を記載すること。

2 「契約対象期間」の欄には、その期間内に許可割賦販売業者若しくは法第35条の3の61の許可を受けた者が法第27条第1項各号(法第35条の3の62において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなった場合又は受託者が法第20条の3第3項(法第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託額に相当する額の前受業務保証金の供託をすることを約した期間を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6(第18条関係)(平18年産令1・令改、平15年産令17・一部改正、平21年産令37・旧様式第4の3條下・一部改正、令元年産令17・令2年産令92・一部改正)

前受業務保証金取扱承認申請書

年月日

経済産業大臣殿

許可番号
住所
名称
代表者名

割賦販売法第18条の5第3項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、前受業務保証金の取扱について承認を受けたいので、下記のとおり申譲します。

記

1 基準日 年月日

2 基準日において供託している営業保証金の額 ○ 円

3 現に講じている前受金保全措置の内容

- (1) 供託所名
(2) 前受業務保証金の供託
イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円
		(計)○ 円

ロ 有価証券の供託

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	額計	割合	供託価額
						円	円		円
						(計)○ 円		(計)○ 円	

ハ 据替国債の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託価額
			円		円
			(計)○ 円		(計)○ 円

(3) 前受業務保証金供託委託契約の締結

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円 (計)④

(4) 前受金保全措置を講じている額 $\textcircled{④} + \textcircled{⑤}$ 円

4 基準日における前受金の額	④	円
5 基 準 額	$\frac{\textcircled{④} \times 1}{2 - \textcircled{②}}$	円
6 取戻しができる前受業務保証金の額	④ - ⑤	円

7 取戻しをしようとする前受業務保証金

(1) 供託所名

(2) 金 銭

金額	供託年月日	供託番号
円		
(計) 円		

(3) 有価証券

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	供託価額
						円	円	円

(4) 握替国債

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	供託価額
			円	円

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第7(第18条関係) (平18経産令1・全改、平15経産令17・一部改正、平21経産令37・旧様式第4の4様下・一部改正、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正)

前受業務保証金供託委託契約解除承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

許可番号
住 所
名 称
代表者の氏名記
1 基 準 日 年 月 日
2 基準日において供託している営業保証金の額 $\textcircled{④}$ 円

- 3 現に講じている前受金保全措置の内容
(1) 供託所名
(2) 前受業務保証金の供託
イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円 (計)④

ロ 有価証券の供託

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
						円	円		円

ハ 握替国債の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割 合	供託価額
			円		円 (計)④

(3) 前受業務保証金供託委託契約の総額

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
			(計)④ 円

(4) 前受保全措置を講じている額

① + ② + ③	④	円
-----------	---	---

4 基準日における前受金の額

⑤	円
---	---

5 基準額

(⑤ × 1 / 2 - ④)	円
-----------------	---

6 解除することができる供託委託契約の契約額

7 解除しようとする供託委託契約の内容

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額	契約解除年月日	解除額	備考
			円		円	
			(計) 円		(計) 円	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8(第19条関係)(昭47通産令137・文部省令59通産令82・平6通産令46・平12通産令200
・一部改正、平21経産令37・旧様式第5様下、一部改正、令元経産令17・令2 経産令92・一部
改正)

承継届出書

年月日

経済産業大臣殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦販売法第18条の6第1項本文(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により許可割賦販売業者の地位を承継したので、割賦販売法施行規則第10条第2項各号(第125条において準用する場合を含む。)に掲げる書面を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の住所
- 3 被承継者の名称及び代表者の氏名
- 4 許可年月日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第20条、第129条関係) (昭47通産令137・全改、昭59通産令62・平6通産令47・平12通産令27・一部改正、平21通産令37・旧様式第3條下・一部改正、平39内府経産令17・令元経産令17・令3経産令62・一部改正)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣様

許可(指定)番号

住 所

名 称

代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、割賦販売法第19条第1項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)又は第35条の6の規定により割賦販売法施行規則第20条第3項第1号(第125条において準用する場合を含む。)又は第129条第2項に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10 (第20条関係) (昭47通産令137・全改、昭59通産令62・平6通産令47・平12通産令27・一部改正、平21通産令37・旧様式第7條下・一部改正、令元経産令17・令2経産令62・一部改正)

前払式割賦販売契約款(前払式特定期取引契約款)変更届出書

年 月 日

経済産業大臣様

許可番号

住 所

名 称

代表者の氏名

下記のとおり前払式割賦販売契約款(前払式特定期取引契約款)を変更するので、割賦販売法第19条第2項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、割賦販売法施行規則第20条第3項第2号(第125条において準用する場合を含む。)に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11(第21条関係) (昭56通産令32・追加、昭59通産令82・平6通産令47・平12通産令200
・一部改正、平21経産令37・旧様式第7の2様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令58・
一部改正)

帳簿備付営業所届出書

年月日

経済産業大臣殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦販売法施行規則(以下「規則」という。)第21条第1項(第125条において準用する場合を含む。)の規定により、帳簿を備える営業所を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 主たる営業所に備える帳簿に規則第21条第3項各号に掲げる事項をすべて記載することが困難な理由

- 2 帳簿を備える従たる営業所の名称等

備付開始年月日	帳簿を備える従たる営業所の名称及び所在地	左欄の営業所に備える帳簿に規則第21条第3項各号に掲げる事項が記載される営業所又は代理店の名称及び所在地

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12(第24条関係) (昭47通産令137・追加、昭59通産令33・旧様式第7の2様下、昭59通産令48・平6通産令47・平12通産令200・一部改正、平21経産令37・旧様式第7の3様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令58・一部改正)

前受業務保証金取扱承認申請書

年月日

経済産業大臣殿

(指定番号)

住所

名称

代表者の氏名

割賦販売法第20条の4第2項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、前受業務保証金の取扱いについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 取扱いをしようとする前受業務保証金の額

- 2 取扱いをしようとする理由

(備考)

- 1 指定番号は、指定受託機関が申請する場合に記載すること。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13
3関係
(第26条、第68条の2、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関
係) (昭47通産令17・令改、昭50通産令48・平6通産令47・平12通産令36・一部改正、平13通産令
37・旧様式第8様下一部改正、平23内府経産令2・令元経産令17・令2 内府経産令6・令3
経産令92・一部修正)

様式第13
3の2
(第61条関係)
様式第13
3の2
(第61条関係)

様式第13 (第26条、第68条の2、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関
係) (昭47通産令17・令改、昭50通産令48・平6通産令47・平12通産令36・一部改正、平13通産令
37・旧様式第8様下一部改正、平23内府経産令2・令元経産令17・令2 内府経産令6・令3
経産令92・一部修正)

營業廃止届出書 年 月 日

経済産業大臣殿

許可(登録)番号

住 所

名 称

届出者の氏名

前払式割賦販売(包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん、前払式
特定期引、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者)の営業を廃止した
ので、割賦販売法第26条第1項(第35条、第35条の3において準用する第35
条、第35条の3の35、第35条の3の6)において準用する第26条第1項及び第
35条の17の14)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日及び理由
- 2 届出者と許可割賦販売業者(登録包括信用購入あつせん業者、登録個別
信用購入あつせん業者、法第35条の3の6)の許可を受けた者、クレジット
カード番号等取扱契約締結事業者との関係

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13の2 (第61条関係) (令2内府経産令6・追加)
認定包括信用購入あつせん業者認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

認定包括信用購入あつせん業者の認定を受けたいので、割賦販売法第5条の5の4第1項の規
定により、割賦販売法施行規則第61条第3項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法
 - 2 延滞率に関する事項
 - 3 割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体則
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法」の欄には、当該方法の概要及び当該方
法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。
 - 3 「延滞率に関する事項」の欄には、この命令に基づいて指定信用機関が算定する延滞
率を掲げ、認定を取得することが見込まれる日を含む事業年度の想定延滞率及びその理由
を記載すること。
 - 4 「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体則」の欄には、社内規則等や組織図を掲げ
え、当該体則の概要を記載すること。

様式第13の3 (第62条の2関係) (令2内附経産令6・追加)
変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住所

名 称

代表者の氏名

認定申請を下記のとおり変更いたしますので、割賦販売法第30条の5の4第3項の規定により、
割賦販売法施行規則第62条の2第2項に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 変更を予定する事項
2 変更の内容及び変更の理由
3 変更を予定する年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第62条の2第2項第1号に規定する割賦販
売法第30条の5の4第1項第1号の方法を変更する場合には、当該方法の概要及び新規方法
に基づく利用者又は可能範囲の具体的な変更を記載すること。
3 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第62条の2第2項第2号に規定する割賦販
売法第30条の5の4第1項第2号の体制を変更する場合には、変更後の体制の概要を記載す
ること。

様式第13の4 (第62条の5関係) (令2内附経産令6・追加)
認定包括併用購入あつせん業者定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住所

名 称

代表者の氏名

第 第 (白 年 月 日 至 年 月 日)

過去の事業年度が終了したので、割賦販売法第30条の5の5第4項の規定により、下記のとお
り報告します。

記

- 1 標記の事業年度の延滞率及びその理由
2 次期事業年度の想定延滞率及びその理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14(第63条関係) (平21経産令57・追加、平20内府経産令2・令元経産令17・令2経産令99・一部改正)

包括信用購入あつせん業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

包括信用購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第32条第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1. 名称

2. 本店の所在地及び電話番号

3. その他の営業所(外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地

4. 資本金又は出資の額

5. 純資産比率

6. 役員の氏名

7. 協会加入の有無 有(会員番号:) 無

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 名称にはふりがなを付すこと。

3. 「純資産比率」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額(純資産額)を計算し、「純資産額+資本金又は出資の額」に100を乗じた数値を記載すること。

4. 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第32条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

5. 「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。

登録免許税領収書添付欄

様式第15(第67条関係) (昭43通産令99・旧様式第4種様下・一部改正、昭59通産令62・平6通産令47・平12通産令20・一部改正、平21通産令37・旧様式第10様下・一部改正、平20内府経産令2・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があったので、割賦販売法第32条の3第1項の規定により、割賦販売法施行規則第67条第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1. 変更した事項

2. 変更の年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の2 (第68条の8関係) (令2内前継産令6・追加)
登録少額保証用購入あつせん業者定期報告書

年月日

経済産業大臣様

登録番号

住所

名義

代表者の氏名

第 款 (自 年 月 日 至 年 月 日)

該年の事業年度が終了したので、割賦販売法第35条の2の7の規定により、下記のとおり報告

します。

記

1 割賦の事業年度の延滞率及びその理由

2 次期事業年度の想定延滞率及びその理由

(備考) 用紙の人ときは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の3 (第68条の9関係) (令2内前継産令6・追加)
登録少額保証用購入あつせん業者登録申請書

年月日

経済産業大臣様

住 所

名 称

代表者の氏名

登録少額保証用購入あつせん業者登録を受けていたので、割賦販売法第35条の2の9第1項の規定により、同表第1項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地及び店舗名

3 その他の営業所(外國法人にあつては、国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地

4 利用者支払可能見込額の算定を行う場合第68条の10第2号又は第3号に規定する要件を満たすものとして割賦販

法第35条の2の3第1項の登録を受ける場合には、当該登録を受けようとする者及びその親会社全體の純資産比率

5 割賦販売法施行規則第68条の10第2号又は第3号に規定する要件を満たすものとして割賦販

法第35条の2の3第1項の登録を受ける場合には、当該登録を受けようとする者及びその親会社全體の純資産比率

6 役員の氏名

7 利用者支払可能見込額の算定の方法

8 連絡事由に関する事項

9 利用者支払可能見込額の算定を行う体制

10 協会加入の有無 有(会員番号:) 無(備考)

11 用紙の人ときは、日本産業規格A4とすること。

12 名称にはふりがなを付すこと。

13 「種別区分表」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額(全體の純資産額)を計算し、全體の純資産額÷全體の資本金又は出資の額)に10%を乗じた額を記載すること。

14 「種別区分表」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額(全體の純資産額)を計算し、全體の純資産額÷全體の資本金又は出資の額)に10%を乗じた額を記載すること。

15 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第35条の2の9第1項第3号に規定する役員に該当する者を全て記載すること。

16 「利用者支払可能見込額の算定の方法」の欄には、当該方法の種類及び当該方法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

17 「延滞率に関する事項」の欄には、この場合に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を該当する事項、登録を認めたことが見込まれる日を含む事業年度の算定期限等及びその理由を記載すること。

18 「利害関係者登録」の欄には、利害関係者登録を行う事項の登録を記載すること。

19 「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。

登録免許税領収書添付欄

様式第15の4 (第68条の14関係) (令2内閣総理令6・追加)
変更登録申請書

年 月 日

経営者兼法人様

登録番号
佐
姓
名
券
代
者
の
名

登録事項を下記のとおり変更いたしますので、割賦販売法第68条の12第1項の規定により、
割賦販売法施行規則第68条の14第2項に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 变更を予定する事項
- 2 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第68条の14第2項第1号に規定する利用者
支払可視見込額の算定の方法を変更する場合には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利
用者支払可視見込額の具体的算定例を記載すること。
- 3 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第68条の14第2項第2号に規定する利用者
支払可視見込額の算定を行う体制を変更する場合には、変更後の体制の概要を記載すること。

様式第15の5 (第68条の15関係) (令2内閣経産令6・追加)
変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の2の13第1項の規定により、
割賦販売法施行規則第6条の15第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 变更した事項
 - 2 变更した年月日及び理由
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16 (第99条関係) (平21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)
個別信用購入あつせん業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

個別信用購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条の3の24第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

更新履歴 前回登録時 登録番号 (年 月 日)

1 登録区分 新 規 更 新

2 名称

3 本店の所在地及び電話番号

4 その他の営業所の名称及び所在地

5 資産の合計額から負債の合計額を控除した額

6 役員の氏名

7 協会加入の有無 有(会員番号:) 無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「資産の合計額から負債の合計額を控除した額」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき、資産の合計額から負債の合計額を控除した額(純資産額)を記載すること。

3 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第32条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

4 「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。

5 新規登録の場合は、登録免許税額収書を、更新の場合は、収入印紙を添付すること。

登録免許税額収書又は収入印紙

様式第17 (第102条関係) (平21経産令37・追加、平29内閣経産令3・令元経産令17・令2経産令22・一部改正)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の3の28第1項の規定により、割賦販売法施行規則第102条第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 変更した事項
 - 2 変更の年月日及び理由
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第18 (第106条関係) (平21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令22・一部改正)

指定信用情報機関申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

指定信用情報機関の指定を受けたいので、割賦販売法第35条の3の37第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 商号又は名称
 - 2 主たる営業所又は事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 3 役員の氏名又は商号若しくは名称
 - 4 特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第19 (第115条関係) (学21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

変更届出書

年月日

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、割賦販売法第35条の3の50第1項の規定により、割賦販売法施行規則第115条第2項各号に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更の年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第20 (第116条関係) (学21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

業務及び財産に関する報告書

第 期 (自 年 月 日
至 年 月 日)

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

1 特定信用情報提供等業務の概要

--

(記載上の注意) 特定信用情報提供等業務の営業状況の推移について簡潔に記載すること。

2 役職員数、営業所・事務所

(1) 役職員数

区 分	人 数 等	
	うち個人	うち法人
役 員		
うち常勤役員		
職 員		
從 業 員	そ の 他	
	計	

(2) 営業所・事務所

営 業 所 名	住 所

(記載上の注意) 記載基準日は事業年度の末日とすること。

3 関係会社の状況

名 称	住 所	資本金又 は出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所有又は被 所有割合	関係内容
				所有割合 (%)	被所有割 合(%)

(記載上の注意)

- 1 「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」の欄には、小数点第3位以下を切り捨てて表示すること。
- 3 「住所」の欄には、国内の関係会社は市町村名まで記載し、海外の関係会社は都市名まで記載すること。
- 4 「関係内容」の欄には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況について記載すること。

4 会員の状況

(1) 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者

名 称	住 所	加 入 年 月 日

(2) 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者以外の会員

名 称	住 所	主要な事業の内容	加 入 年 月 日

--	--	--	--

(記載上の注意) 記載基準日は事業年度の末日とすること。

5 基礎特定信用情報の状況

	登録件数 (千件)	登録人數 (百万人)	残債務 (百万円)	残債務額 (百万円)	登録商品等 の件数 (百万件)
包括信用購入あつせん					
個別信用購入あつせん					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とすること。
- 2 「マンスリークリア残債額」とは、支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない二月払購入あつせん又は二月払個別購入あつせんに係る債務の額をいう。
- 3 「残債額」とは、割賦販売法第35条の3の56第1項第3号に規定する債務の額をいう。
- 4 「年間支払見込額」とは、割賦販売法施行規則第118条第2項第1号イ又は第2号イに規定する額をいう。
- 5 「登録商品等の件数」とは、割賦販売法施行規則第104条第2項第5号に規定する件数の合計数をいう。

6 照会件数

依 帳 先	当該事業年度中の照会件数 (百万件)		
	契 約 照 会	管 理 照 会	合 計
会員			
うち包括信用購入あつせん業者			
うち個別信用購入あつせん業者			
うち上記以外			
他の指定信用情報機関			
うち包括信用購入あつせん業者			
うち個別信用購入あつせん業者			

その他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 「契約照会」とは、会員が顧客から新たな与信申込を受けた際に行う照会をいう。
- 2 「管理照会」とは、契約中の顧客の特定信用情報を確認する目的で行う照会をいう。

7 料金又は手数料の内訳

会員	当該事業年度中の料金（百万円）
うち包括信用購入あつせん業者	
うち個別信用購入あつせん業者	
うち上記以外	
小 計	
他の指定信用情報機関	
うち包括信用購入あつせん業者	
うち個別信用購入あつせん業者	
その他	
小 計	
合 計	

8 特定信用情報提供等業務の委託先

商号又は名称	住所又は所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	委託形態	同意年月日	委託業務の内容	関係内容

(記載上の注意)

- 1 「委託形態」の欄には、指定信用情報機関から受託している者（以下「受託者」という。）は「委託」と記載し、受託者から委託を受けている者は「再委託」と記載するとともに受託者の名前を記入すること。
- 2 「同意年月日」の欄には、指定信用情報機関が再委託に係る同意を与えた年月日を記載すること。
- 3 「関係内容」の欄には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況について記載すること。

9 個人情報保護への取組み

(記載上の注意) 安全管理対策、外部監査、会員管理、業務委託先管理その他の個人情報保護への取組みについて簡潔に記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21 (第117条関係) (平21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

特定信用情報提供等業務休廩止申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

特定信用情報提供等業務の全部又は一部の休止又は廩止をしたいので、割賦販売法第35条の3の53第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 休止又は廩止しようとする年月日及び理由

2 申請者と指定信用情報機関との関係

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22 (第122条関係) (平18経産令39・全改、平18経産令63・一部改正、平21経産令37・旧様式第10の2様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

前払式特定取引業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

前払式特定取引業の許可を受けたので、割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第35条の3の62において準用する同法第12条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地

3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

4 資本金又は出資の額

5 役員の氏名

6 前払式特定取引の方法により取引しようとする商品又は指定役務の種類又は範囲

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録免許税領収書添付欄



様式第23(第126条関係) (昭47通産令137・追加、昭59通産令82・旧様式第10の2様下・一部改正、平6通産令47・平12通産令200・平18通産令63・一部改正、平21通産令87・旧様式第10の2の2様下・一部改正、令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

指定受託機関指定申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所

名 称

代表者の氏名

指定受託機関の指定を受けたいので、割賦販売法第35条の4第2項の規定により、同条第3項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 商 号
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所の名称及び所在地
- 4 資本金の額
- 5 役員の氏名

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24(第130条関係) (昭47通産令137・追加、平6通産令47・平12通産令200・一部改正、平21通産令87・旧様式第10の2様下・一部改正、令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

受託事業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

指定番号

住 所

名 称

届出者の氏名

受託事業を廃止したので、割賦販売法第35条の7第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日及び理由
- 2 届出者と指定受託機関との関係

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第25 (第131条関係) (昭47通産令137・追加、平6通産令47・平12通産令260・一部改正、平21通産令27・旧様式第10の4條下・一部改正、令元通産令17・令2通産令22・一部改正)
事業計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

指定番号

住 所

名 称

代表者の氏名

事業計画書の記載事項に変更があったので割賦販売法第35条の8第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第26 (第131条関係) (昭15通産令30・全改、平21通産令27・旧様式第10の5條下・一部改正、令元通産令17・令2通産令22・一部改正)

事業報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

指定番号

住 所

名 称

代表者の氏名

年度 事業報告書
第 期 自 年 月 日
至 年 月 日

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法第35条の8第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 供託委託契約に関する事項 (別表(イ)により記載すること。)
- 3 株主総会に関する事項 (株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。)
- 4 取締役会又は執行役に関する事項 (取締役会招集又は執行役決定の年月日、決議又は決定した事項の概要等について記載すること。)
- 5 株主に関する事項 (別表(ハ)により記載すること。)
- 6 経営の状況
 - (1) 比較貸借対照表 (別表(イ)により記載すること。)
 - (2) 比較損益計算書 (別表(ハ)により記載すること。)
 - (3) 比較株主資本等変動計算書 (別表(ヘ)により記載すること。)
 - (4) 附属明細表 (別表(ヘ)から(ノ)までにより記載すること。)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別表(4)

期末現在における委託者別供託委託契約締結状況明細表

(単位 千円)

備考

- 1 上位30社について記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(口)

大株主名簿

名 称	所 有 株 式 数	株式総数に対する割合
	(株)	%
~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~
~~~~~	~~~~~	~~~~~

(備考)

- 1 当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次30位までの者について記載すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(小)

比較廣告對照表

(单位 千円)

科 目	種 別	期 日	第 期 日	第 期 日
		(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
資 产 の 部				
I 流動資産				
1 現金及び預金		× × ×		× × ×
2 受取手形		× × ×		× × ×
貸倒引当金		× × ×		× × ×
3 未収入金		× × ×		× × ×
貸倒引当金		× × ×		× × ×
4 有価証券		× × ×		× × ×
5 短期貸付金		× × ×		× × ×
貸倒引当金		× × ×		× × ×
6 割引費用		× × ×		× × ×
7 未払収益		× × ×		× × ×
8 その他の流動資産		× × ×		× × ×
流動資産合計			× × ×	× × ×
II 固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建 物		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(2) 構築物		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(3) 車輛運搬具		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(4) 什器備品		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(5) 土 地		× × ×		× × ×
(6) 建設仮勘定		× × ×		× × ×
(7) . . . . .		× × ×		× × ×
有形固定資産合計			× × ×	× × ×
2 無形固定資産				

(1) のれん	×××		×××		
(2) 借地権	×××		×××		
(3) 長期前払費用	×××		×××		
(4) . . . . .	×××		×××		
無形固定資産合計	×××		×××		
<b>3 投資</b>					
(1) 投資有価証券	×××		×××		
(2) 債券保証金	×××		×××		
(3) 退職給付引当特定資産	×××		×××		
(4) その他の投資	×××		×××		
投資合計	×××		×××		
<b>固定資産合計</b>	×××		×××		
<b>III 懸延資産</b>					
1 創立費	×××		×××		
2 開業費	×××		×××		
3 株式交換費	×××		×××		
4 社債発行費	×××		×××		
5 . . . . .	×××		×××		
懸延資産合計	×××		×××		
<b>資産合計</b>	×××		×××		

負債の部					
<b>I 流動負債</b>					
1 供託準備金	×××		×××		
2 支払手形	×××		×××		
3 短期借入金	×××		×××		
4 未払費用	×××		×××		
5 未払金	×××		×××		
6 預り金	×××		×××		
7 前受金	×××		×××		
8 前受収益	×××		×××		
9 未払法人税等	×××		×××		
10 その他の流動負債	×××		×××		
流動負債合計	×××		×××		
<b>II 固定負債</b>					

1 長期借入金 (うち受託事業基金)	×××		×××		
2 社債	×××		×××		
3 退職給付引当金	×××		×××		
4 割賦未払金	×××		×××		
5 その他の固定負債	×××		×××		
固定負債合計	×××		×××		
<b>III 引当金</b>					
1 供託準備金	×××		×××		
2 賃料準備金	×××		×××		
3 特別償却引当金	×××		×××		
4 価格変動準備金	×××		×××		
5 保険差益引当金	×××		×××		
6 . . . . .	×××		×××		
引当金合計	×××		×××		
<b>負債合計</b>	×××		×××		

純資産の部					
<b>I 株主資本</b>					
1 資本金	×××		×××		
2 資本剰余金	×××		×××		
(1) 資本準備金	×××		×××		
(2) その他資本剰余金	×××		×××		
3 利益剰余金	×××		×××		
(1) 利益準備金	×××		×××		
(2) その他利益剰余金	×××		×××		
① 任意積立金	×××		×××		
② 繰越利益剰余金	×××		×××		
4 自己株式	×××		×××		
株主資本合計	×××		×××		
<b>II 評価・換算差額等</b>					
1 その他有価証券評価差額金	×××		×××		
2 懸延ヘッジ損益	×××		×××		
3 土地再評価差額金	×××		×××		
評価・換算差額等合計	×××		×××		
<b>III 新株予約権</b>	×××	×××	×××	×××	
純資産合計	×××	×××	×××	×××	

負債・純資産合計	×××		×××
----------	-----	--	-----

(注記)

1 期末受託残高 ×××千円

2 ······

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(2)

比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	種 別	期 間		第 年 月 日	自 至	期 間		第 年 月 日	自 至
		内	訳			内	訳		
<b>I 営業損益</b>									
1 収入手数料		×××						×××	
2 代供託額		×××						×××	
3 供託金繰入		×××						×××	
4 ······		×××						×××	
5 一般管理費									
人件費									
(1) 従業報酬		×××						×××	
(2) 給 料		×××						×××	
(3) 謹手当		×××						×××	
(4) 賞 与		×××						×××	
(5) 退職金		×××						×××	
(6) 法定福利費		×××						×××	
(7) 厚生費		×××						×××	
(8) 福利施設費		×××	×××					×××	
物件費									
(1) 修繕維持費		×××						×××	
(2) 事務用品費		×××						×××	
(3) 事務機械費		×××						×××	
(4) 図書印刷費		×××						×××	
その他の費用									
(5) 旅 費		×××						×××	
(6) 交通費		×××						×××	
(7) 通信費		×××						×××	
(8) 用水光熱費		×××						×××	
(9) 調査研究費		×××						×××	
(10) 会議費		×××						×××	
(11) 協会費及び諸会費		×××						×××	
(12) 業務推進費		×××						×××	
(13) 広告宣伝費		×××						×××	
(14) 交際費		×××						×××	
(15) 寄附金		×××						×××	
(16) 地代家賃		×××						×××	
(17) 保険料		×××						×××	
(18) 雜 費		×××	×××					×××	
6 その他の費用									
(1) 租税公課		×××						×××	
(2) 減価償却費		×××	×××	×××				×××	
営業利益					×××			×××	
<b>II 営業外損益</b>									
1 営業外収益									
(1) 受取利息		×××						×××	
(2) 有価証券利息		×××						×××	
(3) 受取配当金		×××						×××	
(4) 有価証券売却益		×××						×××	
(5) 雑収入		×××	×××					×××	
2 営業外費用									
(1) 支払利息及び割引料		×××						×××	
(2) 社債利息		×××						×××	
(3) 社債発行費償却		×××						×××	
(4) 創立費償却		×××						×××	
(5) 開業費償却		×××						×××	
(6) 有価証券売却損		×××						×××	

(6) 旅 費	×××			×××					
(6) 交通費	×××			×××					
(7) 通信費	×××			×××					
(8) 用水光熱費	×××			×××					
(9) 調査研究費	×××			×××					
(10) 会議費	×××			×××					
⑩ 協会費及び諸会費	×××			×××					
⑫ 業務推進費	×××			×××					
⑬ 広告宣伝費	×××			×××					
⑭ 交際費	×××			×××					
⑮ 寄附金	×××			×××					
⑯ 地代家賃	×××			×××					
⑰ 保険料	×××			×××					
⑯ 雜 費	×××	×××		×××	×××				
6 その他の費用									
① 租税公課	×××			×××					
② 減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××				
営業利益				×××				×××	
1 営業外収益									
① 受取利息	×××			×××					
② 有価証券利息	×××			×××					
③ 受取配当金	×××			×××					
④ 有価証券売却益	×××			×××					
⑤ 雑収入	×××	×××		×××	×××				
2 営業外費用									
① 支払利息及び割引料	×××			×××					
② 社債利息	×××			×××					
③ 社債発行費償却	×××			×××					
④ 創立費償却	×××			×××					
⑤ 開業費償却	×××			×××					
⑥ 有価証券売却損	×××			×××					

(7) 雜支出	×××	×××	×××	×××
經常利益		×××		×××
III 特別利益				
1 退職給付引当金取扱額	×××		×××	
2 供託準備金戻入	×××		×××	
3 責任準備金戻入	×××		×××	
4 特別償却引当金戻入	×××		×××	
5 債務変動準備金戻入	×××		×××	
6 固定資産売却益	×××		×××	
7 . . . . .	×××	×××	×××	×××
IV 特別損失				
1 責任準備金繰入	×××		×××	
2 特別償却額	×××		×××	
3 債務変動準備金繰入	×××		×××	
4 質押損失	×××		×××	
5 固定資産売却損	×××		×××	
6 . . . . .	×××	×××	×××	×××
税引前当期純利益		×××		×××
法人税、住民税及び事業税		×××		×××
法人税等調整額		×××		×××
当期純利益		×××		×××

(注記) 1 . . . . .

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(4)

比較株主資本等変動計算書

(単位 千円)

項 目	前事業年度 第 月 日 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	当事業年度 第 月 日 (自 年 月 日) (至 年 月 日)
I 株主資本		
1 資本		
(1) 資本		
初期未残高	×××	×××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
(2) 資本剰余金		
(1) 資本剰余金		
初期未残高	×××	×××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
(2) その他資本剰余金		
初期未残高	×××	×××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
資本剰余金合計	××	××
初期未残高	××	××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
(3) 利益剰余金		
(1) 利益剰余金		
初期未残高	××	××
当期変動額 新株の配当	△×× △×× △××	△×× △×× △××
当期変動額合計	△××	△××
当期末残高	××	××
(2) その他の利益剰余金		
① 任意積立金		
初期未残高	××	××

当期変動額	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
② 備考利益剰余金 前期末残高 当期変動額	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
4 自己株式 前期末残高 当期変動額 自己株式の処分	×× ×× ×× △×× ×× ×× ××	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
株主資本合計 前期末残高 当期変動額 新株の発行 剰余金の配当 追加資本 自己株式の処分	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××	×× △×× ×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
II 評価・換算差額等 その他の有価証券評価差額金 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×× ×× △×× ×× ××	×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
2 繰延ヘッジ損益 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×× ×× △×× ××	×× ×× △×× ××
当期変動額合計	×××	×××

当期末残高	×××	×××
3 土地賃貸差額金 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×× ×× △×× ×× ××	×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
評価・換算差額等合計 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×× ×× △×× ×× ××	×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
III 新株予約権 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×× ×× △×× ×× ××	×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××
純資産合計 前期末残高 当期変動額 新株の発行 剰余金の配当 当期純利益 自己株式の処分 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	×× △×× ×× ×× △×× ×× ×× △×× ×× ××	×× △×× ×× ×× △×× ×× ×× △×× ×× ××
当期変動額合計	×××	×××
当期末残高	×××	×××

(備考)

- 左欄には前事業年度における金額を、右欄には当事業年度における金額を記載すること。
- 事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 変動事由及び金額の記載は、おむね貸借対照表における記載の順序によること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

銀 行 預 金 明 細 表

(単位 千円)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別表(ト)

金錢信託明細表

(単位 千円)

種類 会社名	指定金銭 信託	特定金銭 信託	・・・	計	摘要
計					

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別表(7)

有 価 証 券 明 級 表

の金額 株 数 取得価額 貸借

	銘柄	1株の金額	株数	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
株式		円		円	円	
	計					
	銘柄	券面額	総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
公社債・国債及び地方債		円	円	円	円	
	計					
その他の有価証券	種類及び 銘柄	取得価額又は出資額		貸借対照表計上額		摘要
		円		円		
	計					

(備考)

- 「銘柄」及び「種類及び銘柄」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
  - 公社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び

地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

信 託 有 億 証 券 明 細 表

信託会社名	銘柄	信託の種類	債権額又は 株式数	貸借対照表上額	摘要
				円	
計					

《備考》

- 「銘柄」の欄は、別表(?)備考2の例により記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(2)

貸付金明細表

借主の氏名又は 借用証書の番号	金額	年利率(%)	償還期限及び 償還の方法	担保
	円			
計				

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

有形固定資產明細表

(单位 田)

### 《備考》

- 「資産の種類」の欄には、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
  - 「期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」とび「期末残高」の各欄は取扱原価によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載すること。
  - 特例の法規の規定により資産の再評価が行われた場合にはその特別の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内訳（括弧）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
  - 審しい増減については、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本業務規格 A 4 であること。

別表④ 無形固定資産明細表 (単位 円)

(備考)

- 「資産の種類」の欄には、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
  - 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取扱原価によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載すること。
  - 特別の方法の規定によって資産の再評価が行われた場合その他特別の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額については、  
「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の金額を「摘要」の欄に記載すること。
  - 著しい増減については、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
  - 用紙の大きさは、目次業務規格A4とすること。

別表(7) 借貸金明細表

(備考)  
 1 前受業務保証金その他の金額について訴訟が係属しているものにあっては、その旨「摘要」欄に記載すること。  
 2 用紙の土書きは、日本産業規格A4ヒューリック

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
別表(6)

責任準備金明細表

算出方法	内訳	金額
法第35条の10項1号により算出した額 〔未経手数料〕		(ア)
法第35条の10項2号により算出した額 〔収支残高〕		(イ)
(1) 収入手数料		
(2) 代位供託履行		
(3) 当該委託者からの収入金		
(4) (2)-(3)		
(5) 当該契約に係る供託備金		
(6) 事業費		
(7) (1)-(4)-(5)-(6)		
織入額 ((ア), (イ)のいずれか多い金額)		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(3)

### 受託事業基金源資預託明細表

(单位 元)

(備考)

- 1 「受託事業基金の預託者の名称」の欄には、毎事業年度末において最も大口の受託事業基金の預託者から順次30までの者について記載し、他は一括して「その他の預託者」と記載すること。
  - 2 受託事業基金賃貸預託金について、会社が相殺した額がある場合は差押を受けた額がある場合には、その額について「摘要」の欄に記載すること。
  - 3 田舎の土産は、日本農業振興公团とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(夕)

### 取締役、執行役、監査役及び株主との間の取引

取締役、執行役、監査役又は 株主の別	氏名	取引の内容	金額	取引期間	摘要
			円		
計					

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

#### 取締役、執行役及び監査役に支払った報酬

取締役、執行役又は監査役の並びに支拂った報酬			
取締役、執行役又は監査役の別	人 数	金 額	摘要
		円	
監査役			

(備考)

- 「取締役、執行役又は監査役の別」の欄には、常勤、非常勤を区別して記載すること。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

◎ 有錢的人也一樣，臺灣生來就怕錢，老子怕老子。

別表(2)

## 受託事業代位供託事故明細

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第26の2 (第133条の2関係) (平成内閣経産令2・追加、令元経産令17・令2経産令92  
・一部改正)

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条の17の3第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地及び電話番号

3 その他の営業所(外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地

4 役員の氏名

5 協会加入の有無 有(会員番号: ) 無  
(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 名称にはふりがなを付すこと。

3 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第32条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

登録免許税領収書添付欄

## 様式第26の3 (第133条の4関係)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の17の6第1項の規定により、割賦販売法施行規則第133条の4第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27 (第134条関係) (平21年経令37・追加、令元経令17・令2年経令02・一部改正)  
認定割賦販売協会認定申請書

年月日

経済産業大臣 殿

住所

名称

代表者の氏名

認定割賦販売協会の認定を受けたので、割賦販売法第35条の18第1項の規定により、割賦販売法施行令第29条第2項各号に規定する書類を添えて申請します。

1. 名称
2. 事業所の所在の場所
3. 役員の氏名及び会員の名称

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第28 (第136条関係)

財産及び収支に関する報告書

年月日

経済産業大臣 殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法施行規則第136条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

1. 許可割賦販売業者又は法第35条の3の6の1の許可を受けた者(以下「許可割賦販売業者等」という。)に関する状況
  - (1) 借貸対照表に関する事項(別表(1)により記載すること。)
  - (2) 債務計算書に関する事項(別表(2)により記載すること。)
  - (3) 減価償却金・人件費等に関する事項(別表(3)により記載すること。)
  - (4) 従業員報酬に関する事項(別表(4)により記載すること。)
  - (5) 予約預受金の内訳に関する事項(別表(5)により記載すること。)
  - (6) 密接な関係を有する者(以下「関係会社」といいう。)の状況に関する事項(別表(6)により記載すること。)

## 2. 関係会社に関する状況

- (1) 借貸対照表に関する事項(別表(1)により記載すること。)
- (2) 債務計算書に関する事項(別表(2)により記載すること。)
- (3) 減価償却金・人件費等に関する事項(別表(3)により記載すること。)
- (4) 従業員報酬に関する事項(別表(4)により記載すること。)

## 3. 連結会計に関する状況

- (1) 借貸対照表に関する事項(別表(1)により記載すること。)
- (2) 債務計算書に関する事項(別表(2)により記載すること。)
- (3) 減価償却金・人件費等に関する事項(別表(3)により記載すること。)
- (4) 従業員報酬に関する事項(別表(4)により記載すること。)

## (備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 関係会社に関する状況については、関係会社の各社ごとに作成すること。
3. 連結会計に関する状況については、許可割賦販売業者等と関係会社各社との合計の数値を記載すること。ただし、許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第1号)に規定する連結財務諸表提出会社をいう。)である場合にあっては、当該連結財務諸表の数値を記載すること。

別表(4)		貸借対照表(借方の部)			
区分	名称	貸借対照表に関する事項			
決算期(西暦年) 年 月期 決算月数 メンテ期間 総修正額 (単位:千円)					
決算期(西暦年)		年		月期	
決算月数		メンテ期間		修正額	
流動資産	1. 現金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	2. 受取手形	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	3. 短期金・施設未収入金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	4. 前受費用	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	5. 前受金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	6. 前払費用	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	7. 未収入金・未収利息	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	8. 貸倒損失	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	9. 定期金・仮受金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	10. 短期貸付金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	11. 運営費用(1年以内)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	12. 運営費用(1年超)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	13. 貸取引当金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	14. 汽水資産計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
固定資産	15. 建物・建物附物・付属設備	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	16. 延命品・貸し衣装・道具	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	17. 土地	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	18. 建物改良費	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	19. その他の非固定資産	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	20. 有形固定資産計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	21. 借入権	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	22. その他開設会社期の資産	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	23. 無形資産	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	24. 長期貸付金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	25. 保証金(資本積立、前受業務保証)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	26. 資本積立	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	27. 出典金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
負債	28. その他の資本等	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	29. 貸出引当金(用1年超)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	30. 投資等計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	31. 固定資産計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	32. 流動資産	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	33. 負債計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
負債	34. 支払手形	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	35. 買掛金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	36. 短期借入金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	37. 未収入金・未収利息	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	38. 未収金・未払費用	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	39. 会員前金(1年以内)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	40. 貸倒引当金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	41. 貸付引当金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	42. 採取金・仮受金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	43. 未払法人税等	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	44. 真正等引当金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	45. その他の負債	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	46. 借入権	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	47. 長期借入金・社債	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
純資本	48. その他の定款債	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	49. その他の定期債	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	50. その他借入金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	51. その他引当金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	52. その他資本等	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	53. 負債合計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	54. 資本金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	55. 資本準備金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	56. その他の資本等	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	57. 資本準備金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	58. その他の資本等	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	59. 評価・換算差額等合計	〔うちその他の資本等評価差額金〕		〔〕	
	60. 新株予約権	〔うち新株予約権金〕		〔〕	

貸借対照表(貸方の部)					
34. 支払手形	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
35. 買掛金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
36. 短期借入金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
37. 未収入金・未収利息	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
38. 未収金・未払費用	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
39. 会員前金(1年以内)	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
40. 貸倒引当金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
41. 貸付引当金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
42. 採取金・仮受金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
43. 未払法人税等	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
44. 真正等引当金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
45. その他の負債	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
46. 借入権	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
47. 長期借入金・社債	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
48. その他の定期債	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
49. その他の借入金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
50. その他借入金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
51. その他引当金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
52. その他資本等	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
53. 負債合計	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
54. 資本金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
55. 資本準備金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
56. その他の資本等	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
57. 資本準備金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
58. その他の資本等	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
59. 評価・換算差額等合計	〔うちその他の資本等評価差額金〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
60. 新株予約権	〔うち新株予約権金〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕

61. 純資産合計 〔うち開発会社間の取引〕	[ ]	[ ]
62. 負債・純資産合計 〔うち開発会社間の取引〕	[ ]	[ ]

(注記) 繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「19. 会員前受金（1年以内）」については、……による方法により算定した額を計上している。

2. ....

(備考)

1. 用紙の大字は、日本商業規格A4とする。

2. 「株式総額」の欄には、資本（土地及び建物投資勘定を除く）にあってはその帳簿価額が当該資産を評価した額を記入する。

負債にあってはその帳簿価額が当該負債を評価した額を下げるときに、その評価した額を記入すること。なお、修正額等を記載する場合は、修正額等を記載する。

3. 「うち開発会社間の取引」の欄には、許可販売元業者等及び開発会社相互間の取引高を記載すること（許可販売元業者等又はその親会社が連結財務報告提出会社である場合は除く。）。

4. 「26. 預託基金」には、指定受托機関へ預託した受託事業基会等の金額を記載すること。

5. 「40. 賃物費」には、前払式定期取引契約に基づき発行した証券の金額を記載すること（会員前受金と区分して計上している）。

6. 「41. 前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成20年法律第59号）第4条第1項に掲げる前払式支払手段をいう。）として発行した証券の金額を記載すること（「40. 賃物費」に計上しているものを除く。）。

7. (注記) 欄に、繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「19. 会員前受金（1年以内）」に計上する割合について、その算定方法を記載すること。

別表(②)

損益計算書に記する事項

名前	許可販売元業者等・開発会社・連結合計	
区分	決算期 (西暦年)	月期

(単位：千円)

決算期 (西暦年)	年	月期	損益計算書	
			決算月数	ヶ月
63. 売上高				
64. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
65. 〔うち販売原価上昇〕				
66. 売上税額				
67. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
68. 〔うち税金控除費〕				
69. 〔うち税務引当額〕				
70. 売上原価				
71. 会員料及び販賣費				
72. 〔うち会員料・地代料〕			[ ]	[ ]
73. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
74. 〔うち支払手数料〕			[ ]	[ ]
75. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
76. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
77. 管理利益				
78. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
79. 〔うち収取利息・配当金〕			[ ]	[ ]
80. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
81. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
82. 資産利回り				
83. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
84. 〔うち支払利息〕			[ ]	[ ]
85. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
86. 特別利益				
87. 特別損失				
88. 〔うち開発会社間の取引〕			[ ]	[ ]
89. 税引前当期純利益				
90. 法人税等調整額				
91. 当期純利益				

1. ....

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

2. 「修正金額」の欄には、貸借対照表の資産又は負債の評価により発生した損失のうち決算期に属する費用として金額を修正するとき、その他の金額を修正する必要があるときに、その修正した額を記載すること。

3. 「うち開発会社間の取引」の欄には、許可販売元業者等及び開発会社相互間の取引高を記載すること（許可販売元業者等又はその親会社が連結財務報告提出会社である場合のみ除く。）。

## 別表(八)

減価償却、人件費等に関する事項

区分	許可割合(売元業者等・関係会社・連結合計)	(単位：千円)
	減価償却額、人件費等	
價	02. 時価償却累積額	
却	03. 減価償却累積額	
	94. 貨物限度額に対する過不足額	
	95. 受料報酬	
	96. 人件費	
	97. 祝集費	
	98. 申告所得	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別表(九)

従業員数に関する事項

区分	許可割合(売元業者等・関係会社・連結合計)	(単位：人)
	減価償却額、人件費等	
内	99. 全従業員数	
正	100. 外務員	
員	101. 勤員員	
員	102. 施行員	
内	103. 小計(含む、その他)	
外	104. 外務員	
員	105. 勤員員	
員	106. 施行員	
内	107. 小計(含む、その他)	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別表(十)

会員前受金の内訳に関する事項

(単位：件、千円)

予約受取金の内訳		
基準月(西暦年)	年3月末	件数
108. 積立完了分		
109. 積立未了分		
110. 保証分		
111. 合計		
決算期(西暦年)	年 期	件数
112. 解約返戻金		

(注記)

1. 解約返戻金は当該決算期の数値を記入。
2. それ以外は当該決算期に属する3月基準日の数値を記入。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別表(十一)

関係会社に関する事項

商号又は名称	代表者の氏名	主要な事業内容	住所又は所在場所	議決権の所有又は被所有割合		資本上の取引関係
				所有割合(%)	被所有割合(%)	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第30(第136号関係) (平6通産令47・追加、平14経産令66、一部改正、平21経産令37・旧  
様式第11の2様式下、一部改正、令元経産令17・令2経産令92、一部改正)  
**財産権要覧告書**

指定番号
提出年月日

所称  
代表者の氏名

(年月日現在) (単位 千)

科 目	額額備考	科 目	額額備考
A 資 産 の 部		B 負 債 の 部	
I 流 動 資 産		I 動 動 債	
(1) 現 金 及 び 人 金		(1) 期 限 借 入	
(2) 未 決 済 金		(2) 不 保 持 借 入	
(3) 未 払 金		(3) 不 保 持 借 入	
(4) その他の流動資産		(4) 金 本 金	
II 固 定 資 産		II 固 定 債	
(1) 有 形 固 定 資 産		(1) その他の固定債	( )
(2) 無 形 固 定 資 産		(2) うち資本事業基金	( )
(3) 投 資 品		(3) 引 当 金	( )
III 様 々 延 資 産		(4) うち責任準備金	( )
		(5) うち供託備金	( )
	資産の部合計額と負債の部合計額を並べて記入 (A-B)		
	(参考) 資 産		本 金
I 株	資 本	本 利	金
(1) 資 本	本 利	利 余	金
(2) 資 本	本 利	利 余	金
(3) 資 本	本 利	利 余	金
(4) 自 由 資 本	本 利	利 余	金
II 株 主 持 分	資 本	合 計	資 本
(1) その他の株主持分	資 本	資 本	資 本
(2) 样々延資本	資 本	資 本	資 本
(3) 土地再評価差額金	資 本	資 本	資 本
III 新 価 額	資 本	予 約	資 本

(注) 受託残高 千円

(備考)

1 貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、貸倒引当金又は減価償却累計額を該資産から直接控除した額をもって記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第31（第136条関係）（平6通産令47・追加、平12通産令280・一部改正、平21経産令37・  
同様式第11の3様下・一部改正、平29内府経産令2・令元経産令17・令2 経産令92・一部改正）

正)  
供託委託契約締結状況報告書  
経済産業大臣殿 指定番号

供託委託契約締結狀況報告書

経済産業大臣

代表者の氏名  
下記のとおり 年 月 日現在における供託委託契約の締結状況を報告  
します。

(単位 千円)

(備考)

#### 1 上位30社について記載すること

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第32(第137条関係)

写 真	官職及び氏名 年 月 日 付 発行者 印
割賦販売法第41条の規定による 立 入 檢 查 証 第 号	

裏

割賦販売法抜粋	
<p>第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の6の許可を受けた者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。</p> <p>2 内閣總理大臣は、前条第2項、第4項又は第6項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは債務の提供を受けた者若しくは指定債務の提供を受けた者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又は第35条の3の6の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱委託業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせん業者に係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該指定信用情報機関の業務又は財務に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるとときは、その必要な限度において、その職員に、直接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(割引信用購入あつせん業者の第35条の3の6及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>6 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第35条の3の6の各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該指定信用情報機関の業務又は財務に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>8 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>9 内閣總理大臣は、第2項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>第53条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 十 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

別記算式  

$$\frac{(\text{額面金額} - \text{発行価額})}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数})$$
  
 この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数および発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。